第１０回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

１　議案の数及び名称

⑴　議案の数

種　別	予　算	条　例	その他	計
件　数	３０	３１	１２	７３

⑵　議案の名称

＜予算＞

（平成２７年度予算）

議案第　１号　　平成２７年度尼崎市一般会計予算

議案第　２号　　平成２７年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算

議案第　３号　　平成２７年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算

議案第　４号　　平成２７年度尼崎市特別会計育英事業費予算

議案第　５号　　平成２７年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算

議案第　６号　　平成２７年度尼崎市特別会計都市整備事業費予算

議案第　７号　　平成２７年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算

議案第　８号　　平成２７年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算

議案第　９号　　平成２７年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

議案第１０号　　平成２７年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算

議案第１１号　　平成２７年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算

議案第１２号　　平成２７年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算

議案第１３号　　平成２７年度尼崎市特別会計駐車場事業費予算

議案第１４号　　平成２７年度尼崎市特別会計競艇場事業費予算

議案第１５号　　平成２７年度尼崎市水道事業会計予算

議案第１６号　　平成２７年度尼崎市工業用水道事業会計予算

議案第１７号　　平成２７年度尼崎市自動車運送事業会計予算

議案第１８号　　平成２７年度尼崎市下水道事業会計予算

（平成２６年度補正予算）

議案第１９号　　平成２６年度尼崎市一般会計予算（第７号）

議案第２０号　　平成２６年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算（第２号）
議案第２１号　　平成２６年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算（第２号）
議案第２２号　　平成２６年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算（第１号）
議案第２３号　　平成２６年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算（第１号）
議案第２４号　　平成２６年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算（第３号）
議案第２５号　　平成２６年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算（第１号）
議案第２６号　　平成２６年度尼崎市特別会計駐車場事業費予算（第１号）
議案第２７号　　平成２６年度尼崎市特別会計廃棄物発電事業費予算（第１号）
議案第２８号　　平成２６年度尼崎市特別会計競艇場事業費予算（第３号）
議案第２９号　　平成２６年度尼崎市自動車運送事業会計予算（第１号）
議案第３０号　　平成２６年度尼崎市下水道事業会計予算（第１号）

＜条例＞

議案第３１号　　尼崎市地域交通政策審議会条例について
議案第３２号　　尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について
議案第３３号　　尼崎市情報公開条例の一部を改正する条例について
議案第３４号　　尼崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第３５号　　尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第３６号　　尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例について
議案第３７号　　尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第３８号　　尼崎市犯罪被害者等支援条例について
議案第３９号　　尼崎市危険空家等対策に関する条例について
議案第４０号　　尼崎市危険空家等対策審議会条例について
議案第４１号　　尼崎市市有地等活用事業者選定委員会条例について
議案第４２号　　尼崎市市税条例の一部を改正する条例について
議案第４３号　　尼崎市教育振興基金条例について
議案第４４号　　尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
議案第４５号　　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
議案第４６号　　尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第４７号　　尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第４８号　　尼崎市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する条例について
議案第４９号　　尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例の一部を改正する条例につ

いて

議案第５０号　尼崎市更生援護資金貸付条例を廃止する条例について

議案第５１号　尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部を改正する条例について

議案第５２号　尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第５３号　尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

議案第５４号　尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について

議案第５５号　尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第５６号　尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例について

議案第５７号　尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第５８号　尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第５９号　尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第６０号　尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

議案第６１号　尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会条例について

＜その他＞

議案第６２号　丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更に関する協議について

議案第６３号　包括外部監査契約の締結について

議案第６４号　工事請負契約について（旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事）

議案第６５号　工事請負契約の変更について（難波の梅小学校改築工事のうち機械設備工事）

議案第６６号　工事請負契約の変更について（立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事）

議案第６７号　工事請負契約の変更について（水堂小学校南棟改築等工事）

議案第６８号　工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事）

議案第６９号　工事請負契約の変更について（園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事）

議案第７０号　訴えの提起について（災害援護資金貸付金返還請求事件）

議案第７１号　尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

議案第７２号　指定管理者の指定について（尼崎市立魚つり公園の一部の施設）

議案第７３号　工事請負契約について（大庄小学校校舎棟耐震補強等工事）

２　その他の報告

⑴　議会の指定に基づく専決処分

・　和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	４件	４０５，３６８円
その他の事故	３件	７６６，４５１円

３　追加提出予定案件

＜予算＞

・　平成２６年度尼崎市一般会計補正予算（第８号）

＜人事＞

・　尼崎市教育委員会の委員の任命

・　人権擁護委員の候補者の推薦

第１０回尼崎市議会定例会

議 案 説 明 資 料

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	予算	番　号	議案第１号～第１８号	所　管	―
件　名	平成２７年度　当初予算				
内　容					

（単位：千円）

区　分		当初予算額	前年度比
一　般　会　計		２０８，５４０，０００	１０４．４％
特　別　会　計		１９７，２９８，７５０	１０７．２％
	国民健康保険事業費	６２，２１５，８９７	１１４．０％
	地方卸売市場事業費	４２９，３９３	９２．１％
	育英事業費	８，０２０	８８．０％
	農業共済事業費	１８，０６１	９１．２％
	都市整備事業費	１，１１２，５０１	８４．７％
	公共用地先行取得事業費	３，６４７，４８２	８２．７％
	公害病認定患者救済事業費	４６，３１９	８９．６％
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	４７，１４２	１５０．７％
	青少年健全育成事業費	８，９５１	１２５．３％
	介護保険事業費	３７，５６８，３７６	１０３．５％
	後期高齢者医療事業費	５，０７０，６５５	１０２．９％
	駐車場事業費	２１２，６２３	６８．６％
	競艇場事業費	８６，９１３，３３０	１０７．６％
企　業　会　計		３８，６１１，９１５	９８．３％
	水道事業	１２，６９０，４９０	１００．０％
	工業用水道事業	２，５２３，１１２	１０２．６％
	自動車運送事業	２，８１０，８３７	９５．６％
	下水道事業	２０，５８７，４７６	９７．２％
合　計		４４４，４５０，６６５	１０５．１％

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	予算	番　号	議案第１９号～第３０号	所　管	―
件　名	平成２６年度　補正予算				

内　　容

（単位：千円）

区　分		補正予算額
一　般　会　計　（第７号）		△ ３，７０７，６４８
特　別　会　計		１，３２３，４５１
	国民健康保険事業費（第２号）	６２０，５８３
	地方卸売市場事業費（第２号）	―
	公共用地先行取得事業費（第１号）	―
	青少年健全育成事業費（第１号）	１，１１３
	介護保険事業費（第３号）	△ ８５０，９１２
	後期高齢者医療事業費（第１号）	５５，７３３
	駐車場事業費（第１号）	△ ４，８７４
	廃棄物発電事業費（第１号）	５４，７８４
	競艇場事業費（第３号）	１，４４７，０２４
企　業　会　計		４２７，６７５
	自動車運送事業（第１号）	△ ２８，０４１
	下水道事業（第１号）	４５５，７１６

平成26年度　2月補正の概要

○　一般会計補正予算（補正7号）

（補正予算の内容）

　歳入において、法人市民税等の市税及び地方消費税交付金がそれぞれ約4億円の増、また、入札差金や執行残など、歳入・歳出全般にわたり決算見込みに基づき整理することにより、現在措置している財源対策のうち、基金繰入金約23億円を削減する。

（歳入の主なもの）

① 市税の増　407 百万円

② 地方消費税交付金の増　384 百万円

③ 財政調整基金・減債基金の取崩を削減（財源対策分）　△ 2,309 百万円

（歳出の主なもの）

① 長洲久々知線立体交差等道路整備事業費の減　△ 489 百万円

② 土地取得事業費（聖トマス大学敷地）の減　△ 430 百万円

③ 投資的経費、経常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正

1　補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
201,407,471	△ 3,707,648	197,699,823

2　歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳　　入		歳　　出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	407,000	議会費	△ 262
株式等譲渡所得割交付金	248,000	総務費	△ 147,098
地方消費税交付金	384,000	民生費	△ 1,143,295
地方交付税	677,692	衛生費	4,861
分担金及び負担金	3,089	労働費	△ 3,481
国庫支出金	△ 1,329,345	商工費	△ 239,666
県支出金	△ 195,750	土木費	△ 1,383,962
財産収入	△ 187,515	消防費	△ 2,076
寄付金	26,149	教育費	26,259
繰入金	△ 2,281,985	災害復旧費	△ 33,472
諸収入	71,238	公債費	△ 360,816
市債	△ 1,530,221	諸支出金	△ 424,640
合　計	△ 3,707,648	合　計	△ 3,707,648

3　主な事業（50,000千円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

No.	事　項	補 正 額
1	長洲久々知線立体交差等道路整備事業費	△ 489,469
2	土地取得事業費（聖トマス大学敷地）	△ 430,000
3	生活保護扶助費	△ 424,070
4	市債利子	△ 345,854
5	庄下川都市基盤河川改修事業費	△ 299,069
6	臨時福祉給付金給付関係事業費	△ 246,378
7	中小企業資金融資制度関係事業費	△ 234,704
8	学校施設耐震化事業費	△ 192,300
9	減債基金積立金	△ 189,733
10	地域介護・福祉空間整備等事業費	△ 161,207
11	尼崎宝塚線ほか1路線県施行街路事業地元負担金	△ 132,593
12	道路橋りょう新設改良事業費	△ 130,100
13	介護保険事業費会計繰出金	△ 124,673
14	戸ノ内地区整備事業費	△ 111,116
15	法人保育園分園設置促進事業費	△ 108,966
16	保育環境改善事業費	△ 104,087
17	障害者（児）自立支援事業費	△ 99,778
18	法人保育園基準運営費	△ 91,753
19	児童扶養手当給付関係事業費	△ 88,907
20	市税還付金、還付加算金等	△ 73,598
21	公共用地先行取得事業費会計繰出金	△ 58,577
22	道路橋りょう維持管理事業費	△ 56,000
23	国民健康保険事業費会計繰出金	517,287
24	教育振興基金積立金	200,000
25	税外収入還付金	179,600
26	私立幼稚園就園奨励補助金	107,948

4　繰越明許費の補正

（追　加）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

No.	事　業　名	補 正 額
1	本庁舎整備事業	93,000
2	公共施設予約システム関係事業	28,750
3	公共施設マネジメント推進事業	31,994
4	社会福祉施設等施設整備費補助金	34,050
5	社会福祉施設開設準備補助事業	1,860
6	特別養護老人ホーム等整備事業	91,800
7	地域介護・福祉空間整備等事業	30,000
8	保育環境改善事業	57,798
9	児童育成環境整備事業	29,352
10	道路橋りょう維持管理事業	21,500
11	道路橋りょう新設改良事業	46,681
12	庄下川都市基盤河川改修事業	54,000
13	水路整備事業	7,500
14	長洲久々知線立体交差等道路整備事業	289,063
15	市営住宅維持整備事業	114,555
16	市営住宅建替事業	128,766
17	戸ノ内地区改良事業	171,225
18	学校適正規模・適正配置推進事業（小学校）	48,015
19	学校施設耐震化事業（小学校）	709,242
20	給食室整備事業	4,214
21	学校適正規模・適正配置推進事業（中学校）	62,579
22	学校施設耐震化事業（中学校）	1,106

5　債務負担行為の補正

（追　加）　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成26年度における地方債証券の共同発行について、平成26年度以降平成32年度までの間、元金2,400,000千円及びこれに対する利子相当額の債務を連帯して負うものとする。	

（変　更）　（単位：千円）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
小学校適正規模・適正配置推進事業	平成27年度	1,971,000	平成27年度	2,003,654
小学校施設耐震化事業	平成28年度	4,572,747	平成28年度	4,645,618

6　市債の補正

（変　更）　（単位：千円）

起　債　の　目　的	補　正　前	補　正　後
住宅建設事業費	限度額　239,600	限度額　326,100

○　特別会計補正予算（9会計）　1,323,451 千円

1　国民健康保険事業費（補正2号）　620,583 千円

（単位：千円）

No.	事　項	補 正 額
1	療養給付費負担金等返還金	473,656
2	保険財政共同安定化事業拠出金	105,754
3	高額医療費共同事業拠出金	38,383
4	後期高齢者支援金等	2,499
5	前期高齢者納付金等	291

2　地方卸売市場事業費（補正2号）

繰越明許費（追加）　（単位：千円）

No.	事　項	補 正 額
1	施設整備事業	32,053

3　公共用地先行取得事業費（補正1号）

（単位：千円）

No.	事　項	補 正 額
1	不動産売払収入	58,577
2	一般会計繰入金	△ 58,577

4　青少年健全育成事業費（補正1号）　1,113 千円

（単位：千円）

No.	事　項	補 正 額
1	青少年健全育成基金積立金	1,113

5　介護保険事業費（補正3号）　△ 850,912 千円

（単位：千円）

No.	事　項	補 正 額
1	介護サービス等給付費	△ 837,421
2	介護保険システム整備事業費	△ 13,710
3	高額医療合算介護サービス費	△ 4,376
4	介護相談員派遣事業費	△ 366
5	介護給付費準備基金積立金	△ 345
6	高齢者二次予防事業費	△ 298
7	高額介護サービス費	4,440
8	高齢者自立支援型食事サービス事業費	879
9	審査支払手数料	285

6　後期高齢者医療事業費（補正1号）　55,733 千円

（単位：千円）

No.	事　項	補 正 額
1	保険料等負担金	66,823
2	保険基盤安定繰出金	△ 11,090

7　駐車場事業費（補正1号）　△ 4,874 千円

（単位：千円）

No.	事　項	補 正 額
1	指定管理者管理運営事業費	△ 4,000
2	指定管理関係経費	△ 874

8　廃棄物発電事業費（補正1号）　54,784 千円

（単位：千円）

No.	事　項	補 正 額
1	市債償還金	30,640
2	一般会計繰出金	30,613
3	地方公共団体金融機構補償金	1,066
4	廃棄物発電事業管理費	△ 7,535

9　競艇場事業費（補正3号）　1,447,024 千円

主な事業（50,000千円以上の増減のあるもの）　（単位：千円）

No.	事　項	補 正 額
1	勝舟投票券払戻金	2,092,069
2	競艇場施設整備等基金費	950,000
3	場外発売委託事業費	544,496
4	一般会計繰出金	200,000
5	日本財団交付金	89,552
6	開催運営事業費	82,911
7	モーターボート競走会交付金	56,342
8	場外発売受託事業費	△ 1,735,645
9	神戸新開地場外発売場関係事業費	△ 541,223
10	競艇場警備関係事業費	△ 82,695
11	競艇場施設整備事業費	△ 65,925
12	競艇場周辺等清掃事業費	△ 50,233

○　企業会計補正予算（2会計）　427,675 千円

1　自動車運送事業会計（補正1号）　△ 28,041 千円

（単位：千円）

No.	事　業　名	補 正 額
1	物件費その他	△ 293
2	職員給与費	△ 27,820
3	特別損失（職員給与費除く）	72

2　下水道事業会計（補正1号）　455,716 千円

（単位：千円）

No.	事　業　名	補 正 額
1	物件費その他	443,469
2	職員給与費	12,247

（議案説明資料）

＜平成２７年２月議会＞

種　別	条例	番　号	議案第３１号	所　管	まちづくり企画・調査担当
件　名	尼崎市地域交通政策審議会条例について				

内　　容

1　制定理由

少子化・高齢化の進展・環境への配慮など社会状況の変化に対応し、都市活力の維持・向上を図るといった観点から、本市のまちづくりの方向を踏まえた総合的な地域交通政策を策定するにあたり、地方自治法第１３８条の４第３項の規定による付属機関として、尼崎市地域交通政策審議会を設置するため、条例を制定する。

2　主な制定内容

⑴　設置（第１条関係）

本市における総合的な交通体系の整備の方針の策定に関する事項その他の本市における交通政策（以下「地域交通政策」という。）に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市地域交通政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

⑵　組織（第２条関係）

ア　審議会は、委員１５人以内で組織する。

イ　委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

ウ　委員は、地域交通政策に関する重要な事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

3　施行期日

公布の日

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第３２号	所　管	財政課
件　名	尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について				
内　　　　　容					

1　改正理由

特別会計廃棄物発電事業費は、クリーンセンター第１工場第２機械炉２号炉の建設にあたり、費用の一部を特別会計の設置を要件とする電気事業債で賄う必要があったことから、平成１２年度に設置し、更に、平成１５年度には、第２工場の建設時にも電気事業債を活用してきたところである。

今般、第１工場第２機械炉２号炉分の市債償還が、平成２６年度に終了すること、また、第２工場分の市債償還についても、市債残高及び残期間が僅かになってきたことなどから、平成２６年度末をもって当該特別会計を廃止し、一般会計による経理を行うことで消費税の節税を図り、収支改善に努めるため、規定の整備を行うものである。

なお、当該特別会計の廃止に伴い、第２工場分の市債については、繰上償還を行うこととなる。

2　改正内容

第１条中第９号「廃棄物発電事業　尼崎市特別会計廃棄物発電事業費」を削る。

3　施行期日

平成２７年４月１日。

ただし、平成２６年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

尼崎市特別会計条例

改正後	現　行
（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２０９条第２項の規定により次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。 (1)～(8)　略 （削る） (9)　略	（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２０９条第２項の規定により次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。 (1)～(8)　略 (9)　廃棄物発電事業　尼崎市特別会計廃棄物発電事業費 (10)　略
（弾力条項の適用） 第２条　前条第９号に定める特別会計においては、法第２１８条第４項の規定により弾力条項を適用することができる。	（弾力条項の適用） 第２条　前条第１０号に定める特別会計においては、法第２１８条第４項の規定により弾力条項を適用することができる。

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第３３号	所　管	情報政策課
件　名	尼崎市情報公開条例の一部を改正する条例について				
内　容					

1　改正理由

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成２６年法律第６６号）（以下「改正独立行政法人通則法」という。）の制定及び国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第４２号）（以下「改正国有林野法」という。）の施行に伴い、文言整理の必要が生じたことから、規定の整備を行う。

2　改正内容

(1)　改正独立行政法人通則法関係

独立行政法人通則法において、独立行政法人は、役職員に国家公務員法が適用される特定独立行政法人と、それ以外の独立行政法人（非特定独立行政法人）の二分類がある。

平成２７年４月１日に同法は改正され、これにより、独立行政法人は、従前の二分類に変わり、①中期目標管理法人　②国立研究開発法人　③行政執行法人の三分類に再整理されることとなる。このうち、③行政執行法人は、従来の特定独立行政法人と同様、役職員に国家公務員身分が付与される法人と位置づけられている。

この改正に伴い、特定独立行政法人を行政執行法人に改める。

(2)　改正国有林野法関係

改正国有林野法の制定により、国有林野事業が一般会計に移行したため、国営企業の形態をとる事業が消滅した。これに伴う文言整理の必要が生じたことから、規定の整備を行う。

3　施行期日

(1)　改正独立行政法人通則法に伴う改正

平成２７年４月１日

(2)　改正国有林野法に伴う改正

公布の日

尼崎市情報公開条例

改正後	現　行
（公文書の開示義務） 第７条　実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1)　略 (2)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ　略 ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び土地開発公社の役員及び職	（公文書の開示義務） 第７条　実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1)　略 (2)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ　略 ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び土地開発公社の役員

員をいう。）又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	及び職員をいう。）又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(3)～(5)　略	(3)～(5)　略
(6)　本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	(6)　本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア～エ　略	ア～エ　略
オ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第３４号	所　管	情報政策課
件　名	尼崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について				
内　容					

1　改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）（以下「番号法」という。）第３１条は、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の取扱い等について、番号法と同様の措置を講じることを地方公共団体に対して求める規定である。この趣旨を踏まえ、特定個人情報の取扱い等にかかる規定の整備を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。

2　主な改正内容

⑴　番号法関連の改正

ア　目的外利用の制限（第８条の２）

特定個人情報の目的外利用は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意がある場合等に制限する。

イ　開示・訂正に関する規定（第１２条他）

開示請求権、訂正請求権を、本人、法定代理人に加え、任意代理人にも認める。

ウ　利用停止請求の条件の追加（第３３条）

特定個人情報の利用停止請求条件に、番号法違反となる事項を追加する。

⑵　番号法関連以外の改正（第１４条）

独立行政法人通則法及び国有林野管理経営法の改正に伴う文言整理を行う。

3　施行期日

⑴　番号法関連規定の施行日

番号法附則第１条柱書に掲げる施行日（平成２７年１０月予定）

ただし、特定個人情報の利用規定関係（改正条例第２条）については、その根拠となる番号法第２９条の施行日である番号法附則第１条第４号の掲げる施行日（平成２８年１月予定）、情報提供等記録関係（改正条例第３条）については、その根拠となる番号法第３０条の施行日である番号法附則第１条第５号に掲げる施行日（平成２９年１月予定）とする。

⑵　番号法関連以外の規定の施行日

ア　独立行政法人通則法の改正に伴う改正

平成２７年４月１日

イ　国有林野管理経営法改正に伴う改正及び代理人に関する規定の改正

公布の日

尼崎市個人情報保護条例（第１条関係）

改正後	現　行
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴～⑸　略	⑴～⑸　略
⑹　保有特定個人情報　保有個人情報のうち特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。）であるものをいう。	
（利用及び提供の制限）	（利用及び提供の制限）
第８条　実施機関は、法令等に規定のある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第９条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。	第８条　実施機関は、法令等に規定のある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
２～４　略	２～４　略
５　実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の機器の結合（実施機関の保有個人情報を本市の機関以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、保有個人情報を本市の機関以外の者に提供してはならない。	５　実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の機器の結合（実施機関の保有個人情報を本市の機関以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。）により、保有個人情報を本市の機関以外の者に提供してはならない。
⑴　法令等に規定のあるとき。	⑴　法令等に規定のあるとき。
⑵　事務又は事業の遂行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられているとき。	⑵　事務又は事業の遂行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられているとき。
６　略	６　略
第８条の２　実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。	
２　実施機関は、番号法第１９条各号のいずれ	

<table>
<tr><td>かに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。
３　実施機関は、法令等に規定がある場合を除き、オンライン結合により、保有特定個人情報を本市の機関以外の者に提供してはならない。</td><td></td></tr>
<tr><td>（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）
第９条　実施機関は、第８条第２項第３号から第６号までに掲げる事由のいずれかに該当することを理由に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</td><td>（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）
第９条　実施機関は、前条第２項第３号から第６号までに掲げる事由のいずれかに該当することを理由に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</td></tr>
<tr><td>（開示請求権）
第１２条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
２　本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合におけるその法定代理人又は本人若しくは当該法定代理人の委任による代理人（当該代理人の委任による代理人を除く。）（以下これらを「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</td><td>（開示請求権）
第１２条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</td></tr>
<tr><td>（開示請求の手続）
第１３条　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。
⑴　開示請求をする者の氏名及び住所又は居</td><td>（開示請求の手続）
第１３条　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。
⑴　開示請求をする者の氏名及び住所又は居</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>所
(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による開示請求にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人<u>に係る代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
3 略

（保有個人情報の開示義務）
第１４条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(1) 略
(2) 開示請求者（第１２条第２項の規定により<u>代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第４号、次条第２項並びに第２２条第１項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
(3) 開示請求者以外の個人情報であって、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるも</td>
<td>所
(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による開示請求にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人<u>の法定代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
3 略

（保有個人情報の開示義務）
第１４条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(1) 略
(2) 開示請求者（第１２条第２項の規定により<u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第４号、次条第２項並びに第２２条第１項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
(3) 開示請求者以外の個人情報であって、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるも</td></tr>
</table>

の。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ　略 ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び土地開発公社の役員及び職員をいう。）又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (4)～(6)　略 (7)　本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア～エ　略 オ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	の。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ　略 ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び土地開発公社の役員及び職員をいう。）又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (4)～(6)　略 (7)　本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア～エ　略 オ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
（訂正請求権） 第２５条　何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機	（訂正請求権） 第２５条　何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機

関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。	関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 ２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
（訂正請求の手続） 第２６条　訂正請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 ⑴　訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所 ⑵　訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 ⑶　訂正請求の趣旨及び理由 ２　前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による訂正請求にあっては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に係る代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 ３　略	（訂正請求の手続） 第２６条　訂正請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 ⑴　訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所 ⑵　訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 ⑶　訂正請求の趣旨及び理由 ２　前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による訂正請求にあっては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 ３　略
（利用停止請求権） 第３３条　何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、	（利用停止請求権） 第３３条　何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、

この限りでない。 (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項若しくは第3項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項若しくは第2項（保有特定個人情報にあっては、第8条の2第1項）の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第8条第1項、第2項又は第5項（保有特定個人情報にあっては、第8条の2第2項又は第3項）の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。	この限りでない。 (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項若しくは第3項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第8条第1項、第2項又は第5項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止 2　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
（利用停止請求の手続） 第34条　利用停止請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 利用停止請求の趣旨及び理由 2　前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に係る代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3　略	（利用停止請求の手続） 第34条　利用停止請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 利用停止請求の趣旨及び理由 2　前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 3　略

尼崎市個人情報保護条例（第２条関係）

改正後	現　行
（利用及び提供の制限）	（利用及び提供の制限）
第８条　実施機関は、法令等に規定のある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第９条及び第２４条第１項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。	第８条　実施機関は、法令等に規定のある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第９条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
２～６　略	２～６　略
第８条の２　実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。	第８条の２　実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。
２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	
３　実施機関は、前項に規定する事由に該当することを理由に保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用したときは、遅滞なく、その旨を審査委員会に報告しなければならない。	
４　実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局に限るものとする。	
５　実施機関は、番号法第１９条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。	２　実施機関は、番号法第１９条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。
６　実施機関は、法令等に規定がある場合を除き、オンライン結合により、保有特定個人情	３　実施機関は、法令等に規定がある場合を除き、オンライン結合により、保有特定個人情

報を本市の機関以外の者に提供してはならない。 （利用停止請求権） 第３３条　何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)　当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第３条第２項若しくは第３項の規定に違反して保有されているとき又は第８条第１項若しくは第２項（保有特定個人情報にあっては、第８条の２第１項又は第２項）の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2)　保有特定個人情報にあっては、番号法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第２８条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき　当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 (3)　第８条第１項、第２項又は第５項（保有特定個人情報にあっては、第８条の２第５項又は第６項）の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止 ２　略	報を本市の機関以外の者に提供してはならない。 （利用停止請求権） 第３３条　何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)　当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第３条第２項若しくは第３項の規定に違反して保有されているとき又は第８条第１項若しくは第２項（保有特定個人情報にあっては、第８条の２第１項）の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2)　第８条第１項、第２項又は第５項（保有特定個人情報にあっては、第８条の２第２項又は第３項）の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止 ２　略

尼崎市個人情報保護条例（第３条関係）

改正後	現　行
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑸　略 ⑹　保有特定個人情報　保有個人情報のうち特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。）であるものをいう。 ⑺　情報提供等記録　番号法第２３条第１項及び第２項の規定により記録された保有特定個人情報をいう。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑸　略 ⑹　保有特定個人情報　保有個人情報のうち特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。）であるものをいう。
第８条の２　実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。 ２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び第３３条第１項各号において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 ３～６　略	第８条の２　実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。 ２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 ３～６　略
（事案の移送） 第２１条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。第３１条第１項、第３３条第１項、第３４条第１項第２	（事案の移送） 第２１条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決

号及び第２項並びに第３６条において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 ２・３　略 （保有個人情報の提供先等への通知） 第３２条　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第１９条第７号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 ２・３　略 （保有個人情報の提供先への通知） 第３２条　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第３５号	所　管	行政管理課
件　名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について				

内　　　容

1　改正理由

事務事業の執行体制の適正化等により、職員定数の増員を行う。また、併せて災害その他予測することができない事情に対応するための職員定数について、その取扱い等を明記するため、規定の整備を行う。

2　主な改正内容

⑴　第２条第１項に規定する職員の定数を次の表のとおり改める。

部　　　　局	改正	現行	増減
市長の事務部局の職員 ［うち、福祉事務所の職員］	1,978 [159]	1,970 [144]	8 [15]
議会の事務部局の職員	18	19	△ 1
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員	296	294	2
教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員	253	255	△ 2

（参考）

その他改正を行わなかった部局	755	755	0
条例定数の総数	3,300	3,293	7

⑵　第３条として、災害その他予測することができない事情に対応するため、必要があると認めるときは、第２条第１項に定める職員定数のほかに、１００人以内の職員を置くことができる旨を、また、第４条として、この１００人以内の職員定数は市長が配分する旨の規定を加えるほか、所要の文言整理を行う。

3　職員定数増減（災害その他予測することができない事情に対応する職員を除く。）

＋７人の主な内訳

市長事務部局（+8）	・保育所民間移管 ・市制１００周年記念事業への対応 ・市税収入率の向上に係る取組への対応 ・社会保障・税番号制度等への対応 ・総合センター等の執行体制の見直し ・生活保護業務等への対応 ・空き家対策推進事業への対応　など
議会事務局（△1）	・議会関係事務の執行体制の見直し
教育委員会事務部局（+2）	・幼稚園教育振興事業への対応　など
教育委員会教員（△2）	・市立全日制高等学校の見直し

4　施行期日

平成２７年4月１日

尼崎市職員定数条例

改正後	現　行
（職員の定数） 第２条　職員の定数は、次のとおりとする。 ⑴　市長の事務部局の職員　１，９７８人 　　うち福祉事務所の職員　１５９人 ⑵　水道局の職員　１６４人 ⑶　交通局の職員　１４４人 ⑷　議会の事務部局の職員　１８人 ⑸　選挙管理委員会の事務部局の職員　８人 ⑹　監査委員の事務部局の職員　１２人 ⑺　農業委員会の事務部局の職員　１人 ⑻　公平委員会の事務部局の職員　１人 ⑼　消防部局の職員 　　消防職員　４２５人 　　消防団員　１，０００人 　　　計　１，４２５人 ⑽　教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員　２９６人 ⑾　教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員　２５３人 ２　休職又は休務中の職員は、前項に規定する定数の外に置くものとする。 ３　職員を、その職を保有させたまま他の職（消防団員を除く。以下同じ。）に任命する場合における当該他の職の数は、第１項に規定する定数との関係では、当該他の職の属する部局における人数として算定しない。 ４　任命権者は必要に応じ第１項の定数の外に臨時事業に対して臨時の職員を雇傭することができる。 第３条　市長は、災害その他予測することができない事情に対応するため必要があると認めるときは、前条第１項の規定にかかわらず、同項各号に定める職員の定数に係る職員のほかに、本市に１００人以内の職員を置くこと	（職員の定数） 第２条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　市長の事務部局の職員　１，９７０人 　　うち福祉事務所の職員　１４４人 ⑵　水道局の職員　１６４人 ⑶　交通局の職員　１４４人 ⑷　議会の事務部局の職員　１９人 ⑸　選挙管理委員会の事務部局の職員　８人 ⑹　監査委員の事務部局の職員　１２人 ⑺　農業委員会の事務部局の職員　１人 ⑻　公平委員会の事務部局の職員　１人 ⑼　消防部局の職員 　　消防職員　４２５人 　　消防団員　１，０００人 　　　計　１，４２５人 ⑽　教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員　２９４人 ⑾　教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員　２５５人 ２　休職又は休務中の職員は、前項に規定する定数の外に置くものとする。 ３　職員を、その職を保有させたまま他の職（消防団員を除く。以下同じ。）に任命する場合における当該他の職の数は、第１項に規定する定数との関係では、当該他の職の属する部局における人数として算定しない。 ４　任命権者は必要に応じ第１項の定数の外に臨時事業に対して臨時の職員を雇傭することができる。

ができる。 （職員の定数の配分） 第４条　前条の規定により職員が置かれる場合の当該職員の定数の第２条第１項第１号から第１０号までの各部局（同項第９号の消防部局にあっては、消防団員が除かれたものをいう。）及び同項第１１号の学校（以下「各部局等」という。）に対する配分は、市長が定める。 ２　第２条第１項各号に定める職員の定数及び前項の規定により市長が定めた職員の定数の各部局等内における配分は、第１号については市長、第２号及び第３号については、それぞれの管理者、第４号については議長、第５号から第８号までは、それぞれ選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会、第９号（消防団員を除く。）については消防長が、第１０号及び第１１号に掲げる職員の当該事務部局、学校又はその他の教育機関別の配分は、教育委員会が定める。	（職員の定数の配分） 第３条　前条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内又は機関別配分は、第１号については市長、第２号及び第３号については、それぞれの管理者、第４号については議長、第５号から第８号までは、それぞれ選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会、第９号（消防団員を除く。）については消防長が、第１０号及び第１１号に掲げる職員の当該事務部局、学校又はその他の教育機関別の配分は、教育委員会が定める。

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第３６号	所　管	行政管理課
件　名	尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例について				

内　　　　容

1　改正理由

行政手続法の一部を改正する法律（平成２６年法律第７０号）の制定により、行政手続法（以下「法」という。）に、新たに行政指導の中止等の求め（法第３６条の２）、処分等の求め（法第３６条の３）などの条項が追加されたことから、本市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、本条例の一部を改正し、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに係る規定の整備を行うとともに、併せて所要の整備を行う。

2　主な改正内容

(1)　行政指導の中止等の求めの新設

法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市長等に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる旨の規定を追加する。

(2)　処分等の求めの新設

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する市長等に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる旨の規定を追加する。

3　施行期日

平成２７年4月１日

尼崎市行政手続条例

改正後	現　行
目次 　第１章　総則（第１条－第４条） 　第２章　申請に対する処分（第５条－第１１条） 　第３章　不利益処分 　　第１節　通則（第１２条－第１４条） 　　第２節　聴聞（第１５条－第２６条） 　　第３節　弁明の機会の付与（第２７条－第２９条） 　第４章　行政指導（第３０条－第３５条） 　第５章　処分等の求め（第３６条） 　第６章　届出（第３７条） 　付則	目次 　第１章　総則（第１条－第４条） 　第２章　申請に対する処分（第５条－第１１条） 　第３章　不利益処分 　　第１節　通則（第１２条－第１４条） 　　第２節　聴聞（第１５条－第２６条） 　　第３節　弁明の機会の付与（第２７条－第２９条） 　第４章　行政指導（第３０条－第３４条） 　第５章　届出（第３５条） 　付則
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 　(1)　略 　(2)　条例等　本市の条例、市長その他の執行機関の規則（規程を含む。）及び企業管理規程並びに兵庫県の条例並びに知事及び教育委員会の規則（規程を含む。）（これらのうち地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７の２第１項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第５５条第１項の条例（以下「事務処理特例条例」という。）の定めるところにより本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）をいう。 　(3)～(5)　略 　(6)　不利益処分　市長等が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 　　ア　事実上の行為及び事実上の行為をする	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 　(1)　略 　(2)　条例等　本市の条例、市長その他の執行機関の規則（規程を含む。）及び企業管理規程並びに兵庫県の条例並びに知事及び教育委員会の規則（規程を含む。）（これらのうち地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７の２第１項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第５５条第１項の条例の定めるところにより本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）をいう。 　(3)～(5)　略 　(6)　不利益処分　市長等が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 　　ア　事実上の行為及び事実上の行為をする

に当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分	に当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分
イ　申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分	イ　申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
ウ　名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分	ウ　名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
エ　許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの	エ　許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
(7)　市の機関　市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立して権限を行使することを認められたものをいう。	(7)　市の機関　市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立して権限を行使することを認められた職員をいう。
(8)・(9)　略	(8)・(9)　略
（適用除外）	（適用除外）
第３条　処分又は行政指導で行政手続法（平成５年法律第８８号）第３条第１項各号に掲げるものについては、次章から第５章までの規定は、適用しない。	第３条　処分又は行政指導で行政手続法（平成５年法律第８８号）第３条第１項各号に掲げるものについては、次章から第４章までの規定は、適用しない。
２　前項に規定するもののほか、尼崎市印鑑条例（昭和５０年尼崎市条例第１５号）及び尼崎市認可地縁団体印鑑規則（平成５年尼崎市規則第１１号）の規定による処分については、次章、第３章及び第５章の規定は、適用しない。	２　前項に定めるもののほか、尼崎市印鑑条例（昭和５０年尼崎市条例第１５号）及び尼崎市認可地縁団体印鑑規則（平成５年尼崎市規則第１１号）の規定による処分については、次章及び第３章の規定は、適用しない。
（国の機関等に対する処分等の適用除外）	（国の機関等に対する処分等の適用除外）
第４条　国の機関、市の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているもの	第４条　国の機関、市の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているも

に限る。）については、この条例の規定は、適用しない。	のに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。
（理由の提示）	（理由の提示）
第８条　市長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。	第８条　市長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。
２　略	２　略
（不利益処分をしようとする場合の手続）	（不利益処分をしようとする場合の手続）
第１３条　市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。	第１３条　市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。
⑴　次のいずれかに該当するとき　聴聞	⑴　次のいずれかに該当するとき　聴聞
ア　許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。	ア　許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
イ　アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。	イ　アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合であって市長等が相当と認めるとき。	ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合であって市長等が相当と認めるとき。
⑵　略	⑵　略
２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。	２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
⑴～⑷　略	⑴～⑷　略
⑸　当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして市規	⑸　当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして市

則で定める処分をしようとするとき。 （不利益処分の理由の提示） 第１４条　市長等は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 ２　市長等は、前項ただし書の場合においては、不利益処分の名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。 ３　略 第２節　聴聞 （聴聞の通知の方式） 第１５条　市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 ⑴　当該不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 ⑵　当該不利益処分の原因となる事実 ⑶　当該聴聞の期日及び場所 ⑷　当該聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 ２　前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 ⑴　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 ⑵　聴聞が終結する時までの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 ３　市長等は、不利益処分の名宛人となるべき	規則で定める処分をしようとするとき。 （不利益処分の理由の提示） 第１４条　市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 ２　市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。 ３　略 第２節　聴聞 （聴聞の通知の方式） 第１５条　市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 ⑴　予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 ⑵　不利益処分の原因となる事実 ⑶　聴聞の期日及び場所 ⑷　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 ２　前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 ⑴　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 ⑵　聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 ３　市長等は、不利益処分の名あて人となるべ

者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、<u>当該</u>者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも<u>当該</u>者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知が<u>当該</u>者に到達したものとみなす。 （続行期日の指定） 第２２条　１・２　略 ３　第１５条第３項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項中「不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。 （弁明の機会の付与の通知の方式） 第２８条　市長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次<u>の各号</u>に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)　<u>当該</u>不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 (2)　<u>当該</u>不利益処分の原因となる事実 (3)　弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所） （行政指導の方式） 第３３条　略	き者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、<u>その</u>者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも<u>その</u>者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知が<u>その</u>者に到達したものとみなす。 （続行期日の指定） 第２２条　１・２　略 ３　第１５条第３項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項中「不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。 （弁明の機会の付与の通知の方式） 第２８条　市長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)　<u>予定される</u>不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 (2)　不利益処分の原因となる事実 (3)　弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所） （行政指導の方式） 第３３条　略

２　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市長等が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。 ⑴　当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等（事務処理特例条例を含む。）の条項 ⑵　前号の条項に規定する要件 ⑶　当該権限の行使が前号の要件に適合する理由	
３　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前２項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。	２　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
４　前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 ⑴　相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの ⑵　既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの	３　前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 ⑴　相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの ⑵　既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの
（行政指導の中止等の求め） 第３５条　法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（本市の条例又は兵庫県の条例（事務処理特例条例の定めるところにより本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に置かれているものに限る。以下同じ。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導	

をした市長等に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。 ２　前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 (1)　当該申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2)　当該申出に係る行政指導の内容 (3)　当該申出に係る行政指導の根拠となる法律又は条例の条項 (4)　前号の条項に規定する要件 (5)　当該申出に係る行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由 (6)　その他参考となる事項がある場合は、当該事項 ３　市長等は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該申出に係る行政指導がその根拠となる法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。 第５章　処分等の求め 第３６条　何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。以下同じ。）又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する市長等に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。 ２　前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。	

⑴　当該申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 ⑵　法令又は条例等に違反する事実の内容 ⑶　当該申出に係る処分又は行政指導の内容 ⑷　当該申出に係る処分の根拠となる条例の条項又は当該申出に係る行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項 ⑸　当該申出に係る処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由 ⑹　その他参考となる事項がある場合は、当該事項 3　市長等は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該申出に係る処分又は行政指導をしなければならない。	
第6章　届出	第5章　届出
（届出） 第37条　届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。	（届出） 第35条　届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

尼崎市市税条例

改正後	現　行
（尼崎市行政手続条例の適用除外） 第５条　尼崎市行政手続条例（平成８年尼崎市条例第１号）第３条第１項又は第４条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則（次条において「この条例等」という。）の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、尼崎市行政手続条例第２章（第８条を除く。）及び第３章（第１４条を除く。）の規定は、適用しない。 ２　尼崎市行政手続条例第３条第１項、第４条又は第３３条第４項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第１項第８号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第３３条第３項及び第３４条の規定は、適用しない。	（尼崎市行政手続条例の適用除外） 第５条　尼崎市行政手続条例（平成８年尼崎市条例第１号）第３条第１項又は第４条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則（次条において「この条例等」という。）の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、尼崎市行政手続条例第２章（第８条を除く。）及び第３章（第１４条を除く。）の規定は、適用しない。 ２　尼崎市行政手続条例第３条第１項、第４条又は第３３条第３項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第１項第８号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第３３条第２項及び第３４条の規定は、適用しない。

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第３７号	所　管	給与課
件　名	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について				

内　　　　容
１　改正理由 　本市の人権啓発を推進し、人権問題の解決に寄与することを目的とする公益社団法人尼崎人権啓発協会について、本市からの職員派遣を可能とするため、所要の整備を行う。 ２　改正内容 　職員を派遣することができる団体に「公益社団法人尼崎人権啓発協会」を加える。 ３　施行期日 　平成２７年４月１日

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

改正後	現　行
（職員の派遣） 第２条　任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 ⑴～⑾　略 ⑿　公益社団法人尼崎人権啓発協会 ⒀～⒆　略 ２・３　略	（職員の派遣） 第２条　任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 ⑴～⑾　略 ⑿～⒅　略 ２・３　略

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第３８号	所　管	生活安全課
件　名	尼崎市犯罪被害者等支援条例について				

内　　　　　容

1　制定理由

犯罪被害に遭った方々は、身体や財産といった直接的な被害だけでなく、被害後の精神的ショックや周囲の人々の配慮に欠けた対応によりストレス等、様々な問題に苦しめられている。

犯罪被害者等がこのような被害状況から回復し、再び地域社会の一員として平穏な生活を営むための支援を行うことを目的に国において、平成１７年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同法第５条では地方自治体の責務が規定されている。

本市における犯罪被害者等への支援は、既存施策の範囲で実施してきたが、犯罪被害者の専門相談窓口の設置や県内の他の自治体が行っている見舞金等の支援制度は未実施であることから、今後、これらの施策を取り入れ、犯罪被害者等に寄り添った対応を行っていくために、新たに条例を制定する。

2　主な制定内容

(1)　市及び市民等の責務（第４条及び第５条関係）

条例の目的及び基本理念などの基本事項の下、市をはじめ市民、事業者、関係機関等が連携し協力して、犯罪被害者等への支援に関する施策に取組んでいくため、市の責務及び市民等の責務を明確にする。

(2)　市が実施する施策（第６条～第１７条関係）

相談及び情報の提供等、見舞金の支給、日常生活の支援、居住安定の支援などの施策を実施することを定める。

3　施行期日

平成２７年７月１日

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第３９号	所　管	生活安全課
件　名	尼崎市危険空家等対策に関する条例について				
内　容					

1　制定理由

近年、増加している空き家のうち、特に、老朽危険空き家における倒壊、放火、ごみ不法投棄等様々な被害を及ぼす問題は、本来は所有者が解決すべきではあるものの、長年解決されずに放置されているものがあることから、市民の生命、身体及び財産を保護するため、多くの自治体が空き家条例を制定するに至っている。

本市においても、市民から寄せられる老朽危険空き家に関する相談が増加傾向にあるが、管理責任を果たすべき者に対して本市が指導を行おうとしても、指導根拠自体が既存法令では不明確である場合等、様々な課題から、現行の取組では解決に至らなかった事例が多数ある。

このような状況を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、新たに、尼崎市危険空家等対策に関する条例を制定する。

2　主な制定内容

⑴　所有者等、市及び市民等の責務（第３条～第５条関係）

本来、老朽危険空き家等を適正に管理すべき所有者等の責務をあらためて定めるとともに、対策に関する施策を策定する市の責務と、その施策に協力する市民等の責務を定める。

⑵　所有者等に対する措置（第７条～第１２条関係）

立入調査、助言、指導、勧告、命令、公表、代執行及び応急措置といった、所有者等に対する措置を定める。

3　施行期日

平成２７年１０月１日

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第４０号	所　管	生活安全課
件　名	尼崎市危険空家等対策審議会条例について				

内　　　容

1　制定理由

尼崎市危険空家等対策に関する条例等に基づき所有者等に対し命令を行うにあたり、学識経験者等の専門的立場から命令の妥当性について審議させる目的で、地方自治法第１３８条の４第３項の規定による付属機関として尼崎市危険空家等対策審議会を設置するため、条例を制定する。

2　主な制定内容

(1)　設置（第１条関係）

尼崎市危険空家等対策に関する条例第１０条第１項の規定によりその権限に属させられた事項について審議させるため、市長の付属機関として尼崎市危険空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(2)　組織、任期、会長（第２条～第４条関係）

ア　審議会は、委員５人以内で組織する。

イ　委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

ウ　委員の任期は、２年とする。ただし、再任することを妨げない。

3　施行期日

平成２７年１０月１日

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第４１号	所　管	公共施設担当
件　名	尼崎市市有地等活用事業者選定委員会条例について				

内　　　　容

1　制定理由

本市が所有する土地又は建物の活用方法等に係る提案を公募し、当該提案の内容、提案をした者の能力、信用及び実績等を総合的に評価（公募型プロポーザル方式）することによって、売り払い又は貸し付ける事業者の選定を適正かつ公平に実施するにあたり、地方自治法第１３８条の４第３項の規定による付属機関として、尼崎市市有地等活用事業者選定委員会を設置するため、条例を制定する。

2　主な制定内容

⑴　設置（第１条関係）

本市が所有する土地又は建物の売払い又は貸付けを行う場合において、その契約の相手方となるべき事業者（以下「市有地等活用事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、市有地等活用事業者の選定ごとに尼崎市市有地等活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

⑵　組織（第２条関係）

ア　委員会は、委員６人以内で組織する。

イ　委員は、学識経験者、本市関係職員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

ウ　委員は、市有地等活用事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

3　施行期日

公布の日

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第４２号	所　管	税務管理課
件　名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内　　容					

1　改正理由

　個人市民税の減免について、事務の適正化及び制度の透明性の向上を図るため、個人市民税の規定を改正する。

2　主な改正内容

⑴　納税義務を承継した相続人に対する減免を廃止する。
【現行条例第３４条第２項第４号】

⑵　要綱に基づき実施している健康保険法等に規定する傷病手当金等を受給した納税者に対する減免の規定を追加する。　【条例第３４条第２項第４号の追加】

⑶　所得が前年と比較して１０分の５以下に減少した納税者に対する減免割合及び申請受付時期を見直す。　【条例第３４条第２項第５号】

⑷　要綱に基づき実施している災害により被害を受けた納税者に対する減免の規定を追加する。　【条例第３４条第２項第６号の追加】

⑸　減免事由が重複した場合の適用範囲を見直す。
【条例第３４条第２項各号列記以外の部分・条例第３４条第５項の追加】

⑹　重複して減免を適用する場合の算定方法を規則へ委任する。
【条例第３４条第６項の追加】

⑺　減免適用後、市長が減免額を変更し、又は減免を取り消すことができる規定を追加する。　【条例第３４条の２第４項の追加】

⑻　その他所要の規定の整備を行う。

3　施行期日

　平成２７年4月１日

尼崎市市税条例

改正後	現　行
（個人の市民税の非課税の範囲） 第１８条　次のいずれかに該当する者に対しては市民税（第２号に該当する者にあっては、第３５条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 ⑴　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による生活扶助を受けている者 ⑵　障害者（法第２９２条第１項第９号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、未成年者、寡婦（同項第１１号に規定する寡婦をいう。以下同じ。）又は寡夫（同項第１２号に規定する寡夫をいう。以下同じ。）（これらの者の前年の合計所得金額（同項第１３号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が法第２９５条第１項第２号に規定する額を超える場合を除く。） ２　略	（個人の市民税の非課税の範囲） 第１８条　次のいずれかに該当する者に対しては市民税（第２号に該当する者にあっては、第３５条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 ⑴　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による生活扶助を受けている者 ⑵　障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が法第２９５条第１項第２号に規定する額を超える場合を除く。） ２　略
（所得控除） 第２１条　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には同条第１項及び第３項から第１２項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については同条第２項、第７項及び第１２項の規定により基礎控除額（同条第７項に規定する基礎控除額をいう。以下同じ。）をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	（所得控除） 第２１条　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には同条第１項及び第３項から第１２項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については同条第２項、第７項及び第１２項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の減免） 第３４条　市長は、個人の市民税(分離課税に係る所得割を除く。以下この款において同じ。)の納税義務者が賦課期日現在において次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該賦課期日に係る個人の市民税を免除することができる。 ⑴　生活保護法の規定による扶助（生活扶助を除く。）又は貧困により生活のため公私の扶助を受けている者 ⑵　法第３１４条の２第１項第９号に規定する勤労学生 ⑶　前年の合計所得金額が基礎控除額以下である者 ２　市長は、個人の市民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、その個人の市民税について当該各号に定める額を減額することができる。 ⑴　賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１条に規定する被爆者（障害者である者を除く。）のいずれかに該当する者で、前年の合計所得金額が法第２９５条第１項第２号に規定する額に基礎控除額を加算した額以下であったもの（第１８条第１項第２号又は前項第３号に該当する者を除く。）　当該賦課期日に係る個人の市民税の所得割額の１０分の５に相当する額 ⑵　生活保護法の規定による扶助又は貧困により生活のため公私の扶助を受けている者（賦課期日現在において第１８条第１項第１号又は前項第１号に該当する者を除く。）	（市民税の減免） 第３４条　賦課期日現在において次の各号のいずれかに該当する者で市長において必要があると認めるものに対しては、市民税を免除する。 ⑴　貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 ⑵　法第３１４条の２第１項第９号に規定する勤労学生 ⑶　前年の合計所得金額が基礎控除額以下であった者 ２　次の各号のいずれかに該当する者で市長において必要があると認めるものに対しては、当該各号に定める額（次の各号の２以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額（第３号及び第５号のいずれにも該当するときは、その額から同号に定める額を減じて得た額。以下この項において「合計額」という。）（合計額がその者の市民税の額を超えるときは、当該市民税の額））の市民税を減額する。 ⑴　賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１条に規定する被爆者（障害者である者を除く。）で、前年の合計所得金額が法第２９５条第１項第２号に規定する額に基礎控除額を加算した額以下であったもの（第18条第１項第２号又は前項第３号に該当する者を除く。）　所得割額の１０分の５に相当する額 ⑵　生活保護法の規定による扶助又は賦課期日の翌日以後において、貧困により生活のため公私の扶助を受けることとなった者

これらの扶助を受け始めた日（以下この号において「扶助開始日」という。）以後に到来する各納期に係る個人の市民税の額（特別徴収に係るものにあっては、扶助開始日の属する月の翌々月以後に到来する各納期限に係る個人の市民税の額）の合計額	扶助を受けている期間中に納期限が到来する納期分（特別徴収に係るものにあっては、その理由発生の日の属する月の翌月分以降）の市民税の全額
(3)　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第１３条第１項に規定する基本手当（以下この号において「基本手当」という。）その他これに準ずるものとして規則で定める手当等（以下この号において「基本手当等」という。）を現に受給している者（同法第２０条第１項の規定により基本手当の支給の期間が加算された者でその加算された期間内にあるものを除く。）、基本手当等を受給することが見込まれる者、廃業により失業している者その他規則で定める者（これらの者で前年の合計所得金額が３，５００，０００円以下であるものに限る。）で、生活が著しく困難になったもの　離職の日の属する年の１月１日を賦課期日とする年度以後の各年度分の個人の市民税について、その所得割額に規則で定める割合及び前年の合計所得金額のうちに占める自己の勤労に基づいて得た給与所得、事業所得及び雑所得の合計金額の割合（以下この項において「勤労性所得の割合」という。）を乗じて得た額に、次に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額（その額が、当該所得割額のうちの次条第１項の規定による申請があった日以後に到来する各納期に係る額（特別徴収に係るものにあっては、当該日の属する月の翌々月以後に到来する各納期限に係る額）の合計額（以下この項において「納付予定額」という。）を超えるときは、当該納付予定額に相当する額）	(3)　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第１３条に規定する基本手当の受給資格者及び廃業により失業した者並びにこれらに準ずる者（同法第２０条第１項の規定により基本手当の支給の期間に関して同項に規定する理由により職業に就くことができない日数が加算された者であって、現に当該理由により引き続き職業に就くことができない期間にあるものを除く。）で、生活が著しく困難になったもの　失業の期間中に納期限が到来する納期分の所得割額に前年の合計所得金額のうちに占める自己の勤労に基づいて得た給与所得、事業所得及び雑所得の割合を乗じて得た額に、次に掲げる者の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額
ア　１，５００，０００円以下である場合　１０分の５	ア　前年の合計所得金額が１，５００，０００円以下の者　１０分の５

イ　１，５００，０００円を超え２，５００，０００円以下である場合　１０分の４	イ　前年の合計所得金額が２，５００，０００円以下の者　１０分の４
ウ　２，５００，０００円を超え３，５００，０００円以下である場合　１０分の３	ウ　前年の合計所得金額が３，５００，０００円以下の者　１０分の３
⑷　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第９９条第１項に規定する傷病手当金その他これに類するものとして規則で定める手当等（以下この号において「傷病手当金等」という。）を現に受給し、又は受給することが見込まれる者（前年の合計所得金額が３，５００，０００円以下である者に限る。）で、生活が著しく困難になったもの　傷病手当金等を受け始めた日の属する年（当該日が1月1日から５月３１日までの間にあるときは、当該年の前年）の１月１日を賦課期日とする年度以後の各年度分の個人の市民税について、その所得割額に規則で定める割合及び勤労性所得の割合を乗じて得た額に、前号アからウまでに掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額（その額が納付予定額を超えるときは、当該納付予定額に相当する額）	⑷　法第９条の規定により、納税義務を承継した相続人（民法（明治２９年法律第８９号）第９２２条の規定による限定承認を行った者を除く。）で、生活が著しく困難になったもの　相続の開始があった日以後に納期限が到来する納期分の被相続人の所得割額に被相続人の前年の合計所得金額のうちに占める給与所得、事業所得（相続の開始があった日から３０日以内に廃業した場合に限る。）及び勤労に基づいて得た雑所得の割合を乗じて得た額に、次に掲げる者の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額
	ア　被相続人の前年の合計所得金額が１，５００，０００円以下である相続人　１０分の５
	イ　被相続人の前年の合計所得金額が２，５００，０００円以下である相続人　１０分の４
	ウ　被相続人の前年の合計所得金額が３，５００，０００円以下である相続人　１０分の３
⑸　総所得金額から譲渡所得の金額及び一時所得の金額の合計額を控除して得た額（以下この号及び次条第４項第２号において「普通所得金額」という。）の見積額が前年の普通所得金額の１０分の５以下に減少することが見込まれる者（離職により普通所得金額が減少することが見込まれる者に	⑸　７月１日以後において、当該年の普通所得の金額（総所得金額のうち譲渡所得及び一時所得による所得金額以外の金額をいう。以下この号において同じ。）が前年の普通所得の金額に比し１０分の５以下に減少すると認められる者のうち、前年の合計所得金額が３，５００，０００円以下のもの

あっては、規則で定める者に限る。）（前年の合計所得金額が３，５００，０００円以下である者に限る。）で、生活が著しく困難になったもの　個人の市民税の所得割額のうちの普通所得金額に対応する金額に減少率（１から前年の普通所得金額に対する普通所得金額の見積額の割合（同号において「見積割合」という。）を控除した割合をいう。）を乗じて得た額に、第３号アからウまでに掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額（その額が納付予定額を超えるときは、当該納付予定額に相当する額） (6)　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者　当該被害を受けた時期及び状況並びに前年の合計所得金額に応じ、規則で定める額	普通所得に対する所得割額に減少率（１から前年の普通所得の金額に対する当該年の普通所得の金額の見積額の割合を控除した率をいう。）を乗じて得た額の１０分の５に相当する額
３　市長は、法人の市民税の納税義務者（公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第２条第１号に規定する公益社団法人をいう。）及び公益財団法人（同条第２号に規定する公益財団法人をいう。）（これらの法人で収益事業を行うものを除く。）に限る。）について、公益上必要があると認めるときは、その法人の市民税の均等割を免除することができる。	３　公益社団法人又は公益財団法人（収益事業を行うものを除く。）で市長において必要があると認めるものに対しては、市民税の均等割を免除する。
４　前各項に規定するもののほか、市長は、市民税の納税義務者について、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、その市民税を減免することができる。	４　市長は、前各項に定めるもののほか、公益上その他の理由により特に必要があると認める者に対しては、市民税を減免することができる。
５　個人の市民税の納税義務者で、第２項各号（第２号及び第６号を除く。次項において同じ。）のうち２以上に該当するものについては、規則で定めるところにより、これらの規定のいずれかに該当するものとみなして第２項の規定を適用する。	
６　個人の市民税の納税義務者のうち次のいず	

れかに該当するものに係る第２項の規定による個人の市民税の減免額は、規則で定める。	
(1) 第２項第２号及び第６号に該当する者	
(2) 第２項各号のいずれかに該当する者又は前項の規定により第２項各号のいずれかに該当するものとみなされる者で、同項第２号又は第６号に該当するもの	
（市民税の減免の申請等）	（市民税の減免に係る申請等）
第３４条の２ 市民税の納税義務者は、前条第１項から第４項までの規定による市民税の減免を受けようとするときは、規則で定める日までに、次の各号に掲げる事項を記載した減免申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。	第３４条の２ 前条の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限まで（同条第２項第４号に該当する者にあっては、相続の開始があった日から３０日以内）に次の各号に掲げる事項を記載した減免申請書にその理由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。
(1) 当該納税義務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名）	(1) 納税義務者（法第９条の２に規定する相続人の場合にあっては、その代表者をいう。）の住所及び氏名又は名称
(2) 減免を受けようとする理由	(2) 年度、期別及び税額
(3) その他市長が必要と認める事項	(3) 減免を受けようとする理由
２ 前条第１項第２号若しくは第３号又は同条第２項第１号に該当することを理由として個人の市民税の減免を受けようとする納税義務者について、第２６条第１項の申告書、第２９条第１項の給与支払報告書又は同条第４項の公的年金等支払報告書が提出されている場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による個人の市民税の減免の申請があったものとみなす。	２ 前条第１項第２号若しくは第３号又は同条第２項第１号の規定によって個人の市民税の減免を受けようとする者について第２６条第１項の申告書、第２９条第１項の給与支払報告書又は同条第４項の公的年金等支払報告書が提出されている場合は、前項の規定にかかわらず、同項の個人の市民税の減免申請書の提出があったものとみなす。
３ 市民税の納税義務者は、前条第２項から第４項まで（第２項第１号を除く。）の規定による市民税の減免を受けた場合において、当該減免の理由となった事実に変更があったときその他の規則で定める場合に該当するときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。	３ 前条第２項第２号、第３号若しくは第５号又は同条第３項の規定によって市民税の軽減を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
４ 市長は、市民税の納税義務者が偽りその他不正の手段により市民税の減免を受けたとき又	

は次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより、前条第１項から第４項までの規定による市民税の減免の額を変更し、又は当該減免を取り消すことができる。 (1)　前項の市民税の納税義務者が正当な理由なく同項の規定による届出をしなかったとき。 (2)　前条第２項第５号に該当することを理由として個人の市民税の減免を受けたその納税義務者にあっては、当該減免を行った後、前年の普通所得金額に対する普通所得金額の割合が見積割合を上回り、又は上回ることが見込まれるとき。 (3)　減免の理由となった事実に変更があったと認めるとき。	

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第４３号	所　管	教育委員会事務局 企画管理課
件　名	尼崎市教育振興基金条例について				

内　　容

１　制定理由

本市における教育の振興を図るため地方自治法第２４１条に基づき尼崎市教育振興基金を設置することに伴い、尼崎市教育振興基金条例を制定する。

２　主な制定内容

(1)　基金の額（第２条関係）

基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(2)　管理（第３条関係）

ア　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3)　処分（第５条関係）

基金は、第１条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

３　施行期日

公布の日

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第４４号	所　管	幼稚園教育振興担当
件　名	尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について				

内　　　容

1　改正理由

子どものより良い育ちを実現するための支援方策の一つとして、一時預かり保育を市立幼稚園において実施するに伴い、当該制度を利用する保護者から徴収する一時預かり保育料の額を定めるとともに、その他所要の整備を行う。

2　主な改正内容

(1)　一時預かり保育料の額の設定について（第２条関係）

一時預かり保育料の額については、１日につき４００円とする。ただし、教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあっては、２００円とする。

(2)　徴収について（第５条関係）

一時預かり保育料については、一時預かり保育を受けた日の属する月分を、当該月の翌月の末日までに徴収する。

3　施行期日

平成２７年６月１日

尼崎市立学校授業料等徴収条例

改正後	現　行
（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、尼崎市立学校の授業料等（尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）にあっては授業料、入学考査料及び入学料、尼崎市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）にあっては保育料及び第２条第３項に規定する一時預かり保育料をいう。以下同じ。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。	（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、尼崎市立学校の授業料等（尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）にあっては授業料、入学考査料及び入学料、尼崎市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）にあっては保育料をいう。以下同じ。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。
（授業料等の額） 第２条　略 ２　略 ３　一時預かり保育料（一時預かり保育（１日における市立幼稚園の教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」という。）が終了した時以後の時間帯で尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものにおいて、園児に対して行われる保育をいう。以下同じ。）に係る費用をいう。以下同じ。）の額は、１日につき４００円（教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあっては、２００円）とする。	（授業料等の額） 第２条　略 ２　略
（入学考査料等の徴収） 第４条　入学考査料は、教育委員会が、市立高等学校に入学（転学、編入学及び再入学を含む。）をしようとする者が提出する入学願書を受理する際に、当該者から徴収する。 ２　略	（入学考査料等の徴収） 第４条　入学考査料は、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、市立高等学校に入学（転学、編入学及び再入学を含む。）をしようとする者が提出する入学願書を受理する際に、当該者から徴収する。 ２　略
（保育料等の徴収） 第５条　略 ２　一時預かり保育料は、一時預かり保育を受けた日の属する月（以下「利用月」という。）の月分（当該利用月における一時預かり保育を受けた日数に応じて算定された一時預かり保育料をいう。以下この項において同じ。）	（保育料の徴収） 第５条　略

を、当該利用月の翌月（教育委員会規則で定める月分にあっては、当該利用月）の末日までに、当該一時預かり保育を受けた園児に係る在園児支給認定保護者又は市立幼稚園に在園していた者に係る支給認定保護者若しくは支給認定保護者であった者から徴収する。 ３　第１項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、翌月以後に徴収すべき月分の保育料を同項の規定による徴収と併せて徴収することができる。	２　前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、翌月以後に徴収すべき月分の保育料を同項の規定による徴収と併せて徴収することができる。

＜平成２７年２月定例会＞

種別	条例	番号	議案第４５号	所管	職員課、給与課
件名	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について				

内　　容

１　改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号。以下「改正法」という。）の制定により、教育委員会制度の大幅な見直しが行われる中で、教育委員会委員長（以下「教育委員長」という。）と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることとなったため、関連規定の整備を行う。

２　主な改正内容

(1) 尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の改正について

ア　根拠法律の改正

教育長の給与等に係る条例規定について、現行、教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第１６条第２項をその根拠としているが、今回の改正法の制定により、教育長が当該特例法の適用除外となるため、当該条例規定の根拠法律を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に改める。

イ　退職手当支給に係る在職月数の上限の改正

今回の改正法の制定により、教育長の任期が３年となることから、退職手当支給に係る在職月数の上限を３６月に改める。（現行４８月）

(2) 尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正について

ア　併給制限規定の削除

新たな教育長は教育委員会の委員でなくなることから、教育長に対する教育委員会委員としての報酬の併給制限規定は不要となるため、削除する。

イ　教育委員長の報酬額の削除

教育委員長と教育長が一本化され、教育委員長が廃止されることに伴い、報酬額に係る規定について削除する。

(3) 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例及び尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の改正について

教育公務員特例法の適用を受ける者等に関する事項を定めるこれらの条例について、教育長が当該特例法の適用除外となることに伴う所要の文言整備を行う。

３　施行期日

平成２７年４月１日。

ただし、この条例の施行の際に現に在職する教育長がその教育委員会委員としての任期中、引き続き教育長として在職する間に限り、教育長の給与等については、なお従前の条例を適用する。

尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（第１条関係）

改正後	現　行
尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例 （この条例の趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０４条第２項及び第３項の規定に基づき尼崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与及び旅費について必要な事項を定めるほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件（給与を除く。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。	尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例 （この条例の趣旨） 第１条　この条例は、教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第１６条第２項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件について定めるものとする。
（退職手当） 第４条　１・２　略 ３　前項の在職月数は、教育長となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その数が３６を超えるときは、３６）とする。 ４　略 （勤務時間その他の勤務条件） 第５条　教育長の勤務時間その他の勤務条件については、尼崎市職員の例による。	（退職手当） 第４条　１・２　略 ３　前項の在職月数は、教育長となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その数が４８を超えるときは、４８）とする。 ４　略 （勤務時間及びその他勤務条件） 第５条　教育長の勤務時間その他の勤務条件については、尼崎市職員の例による。

尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（第２条関係）

改正後

（報酬）

第２条　略

（削る）

別　表

区分	報酬の額	旅費の額
（削る）		略

現　行

（報酬）

第２条　略

２　教育委員会教育長であるものに対しては、教育委員会委員の報酬は支給しない。

別　表

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員長	月額 190,000 円	略

尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（第３条関係）

改正後	現　行
（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、本市職員のうち教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）の適用又は準用を受ける者で、常時勤務に服することを要するもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条に規定する者及び同法第２条に規定する者並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項又は第２８条の６第１項の規定により採用された者を除く。以下「教育職員」という。）の退職手当について必要な事項を定めるものとする。	（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、本市職員のうち教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）の適用又は準用を受ける者で、常時勤務に服することを要するもの（教育長、市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条及び第２条に規定する者並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項又は第２８条の６第１項の規定により採用された者を除く。以下「教育職員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。
（勤続期間の計算） 第７条　１～４　略 ５　第１項に規定する教育職員として引き続いた在職期間には、教育職員以外の教育公務員特例法の適用又は準用を受ける者（以下「教育職員以外の教育公務員等」という。）が引き続いて教育職員となった場合には、その者の教育職員以外の教育公務員等として引き続いた在職期間を、教育職員が第１３条の規定により退職手当を支給されないで引き続いて教育職員以外の教育公務員等として在職したのち、引き続いて再び教育職員となった場合には、その者の先の教育職員及び教育職員以外の教育公務員等として引き続いた在職期間を含むものとする。この場合におけるその者の教育職員以外の教育公務員等として引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、当該給与に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を退職の日におけるその者の当該給与の額の算定の基礎となった給料	（勤続期間の計算） 第７条　１～４　略 ５　第１項に規定する教育職員として引き続いた在職期間には、教育職員以外の教育公務員特例法の適用又は準用を受ける者（教育長を除く。以下「教育職員以外の教育公務員等」という。）が引き続いて教育職員となった場合には、その者の教育職員以外の教育公務員等として引き続いた在職期間を、教育職員が第１３条の規定により退職手当を支給されないで引き続いて教育職員以外の教育公務員等として在職したのち、引き続いて再び教育職員となった場合には、その者の先の教育職員及び教育職員以外の教育公務員等として引き続いた在職期間を含むものとする。この場合におけるその者の教育職員以外の教育公務員等として引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、当該給与に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を退職の日におけるその者の当該給与の額の算定の基礎となった給料

月額で除して得た数に１２を乗じて得た数（１に満たない端数は、切り捨てる。）に相当する月数）及び教育職員が引き続いて教育職員以外の教育公務員等となる場合に、その者の教育職員としての在職期間が、その地方公共団体の退職手当に関する規定により教育職員以外の教育公務員等としての勤続期間に通算されないことに定められている地方公共団体の教育職員以外の教育公務員等としての在職期間は、その者の教育職員として引き続いた在職期間に含まないものとする。 ６～９　略	月額で除して得た数に１２を乗じて得た数（１に満たない端数は、切り捨てる。）に相当する月数）及び教育職員が引き続いて教育職員以外の教育公務員等となる場合に、その者の教育職員としての在職期間が、その地方公共団体の退職手当に関する規定により教育職員以外の教育公務員等としての勤続期間に通算されないことに定められている地方公共団体の教育職員以外の教育公務員等としての在職期間は、その者の教育職員として引き続いた在職期間に含まないものとする。 ６～９　略

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（第４条関係）

改正後	現　行
（______定義） 第２条　この条例において「教育職員」とは、教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）の適用又は準用を受ける者（市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条に規定する者及び同法第２条に規定する者____________を除く。）で、常時勤務に服することを要するもの及び地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。	（用語の定義） 第２条　この条例において「教育職員」とは、教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）の適用又は準用を受ける者（市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条____________及び______第２条に規定する者並びに教育長を除く。）で、常時勤務____________を要するもの及び地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。

尼崎市職員退職手当支給条例（付則第６項関係）

改正後	現　行
（尼崎市退職手当審査会） 第１２条の８　前条（市長及び副市長の退職手当に関する条例（昭和５４年尼崎市条例第２４号）第８条（尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例（昭和２７年尼崎市条例第４４号）第４条第４項及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和４２年尼崎市条例第３６号）第４条第４項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和３５年尼崎市条例第１８号）第１２条の７の規定によるほか、別に定めるところによりその権限に属させられた事項を調査審議するため、尼崎市退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。 ２～５　略	（尼崎市退職手当審査会） 第１２条の８　前条（市長及び副市長の退職手当に関する条例（昭和５４年尼崎市条例第２４号）第８条（尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（昭和２７年尼崎市条例第４４号）第４条第４項及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和４２年尼崎市条例第３６号）第４条第４項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和３５年尼崎市条例第１８号）第１２条の７の規定によるほか、別に定めるところによりその権限に属させられた事項を調査審議するため、尼崎市退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。 ２～５　略

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第４６号	所　管	職員課
件　名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
内　　　容					

1　改正理由

本市教育職員の給与については従来から兵庫県等に準拠してきたが、県において５０歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇格時の号給の改正が行われたことから、本市教育職員についても同様の改正を行う。

2　主な改正内容

教育職給料表の昇格時号給対応表について、高位号給から昇格した場合の給料月額の増加額を一部縮減し、兵庫県教育職員の昇格時号給対応表に合わせた改正を行う。

3　施行期日

平成２７年4月１日

尾崎市職員の給与に関する条例

改正後

別表第１０

ウ　教育職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	2	1
25	17	1	3	1
26	18	1	4	1
27	19	1	5	1
28	20	1	6	1
29	21	1	7	1
30	22	1	8	1
31	23	1	9	1
32	24	1	10	1
33	25	1	11	1
34	26	1	12	1
35	27	1	13	1
36	28	1	14	1
37	29	1	15	1
38	30	1	16	1
39	31	1	17	1
40	32	1	18	1
41	33	1	20	1
42	34	1	21	2
43	35	1	22	3
44	36	2	23	4

現　行

別表第１０

ウ　教育職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	2	1
25	17	1	3	1
26	18	1	4	1
27	19	1	5	1
28	20	1	6	1
29	21	1	7	1
30	22	1	8	1
31	23	1	9	1
32	24	1	10	1
33	25	1	11	1
34	26	1	12	1
35	27	1	13	1
36	28	1	14	1
37	29	1	15	1
38	30	1	16	1
39	31	1	17	1
40	32	1	18	1
41	33	1	20	1
42	34	1	21	2
43	35	1	22	3
44	36	2	23	4

45	37	3	24	5
46	38	4	25	6
47	39	5	26	7
48	40	6	27	8
49	41	7	28	9
50	41	8	28	10
51	42	9	29	11
52	42	10	30	12
53	43	11	31	13
54	43	12	32	14
55	44	13	33	15
56	44	14	34	16
57	45	15	35	17
58	46	16	36	18
59	47	17	37	19
60	48	18	38	20
61	49	19	39	21
62	49	20	40	22
63	50	21	41	23
64	50	22	42	24
65	51	23	43	25
66	51	24	44	26
67	52	25	45	27
68	52	26	46	28
69	53	27	48	29
70	53	28	49	30
71	54	29	50	31
72	54	30	50	32
73	55	31	51	33
74	55	32	51	33
75	56	33	52	34
76	56	34	52	34
77	57	35	53	35
78	57	36	54	35
79	58	37	55	36
80	58	38	55	36
81	59	39	56	37
82	59	40	56	37
83	60	41	57	38
84	60	42	58	38
85	61	43	59	39
86	61	44	59	39
87	62	45	60	40
88	62	46	61	40
89	63	47	61	41
90	63	48	62	41
91	64	49	62	42
92	64	50	63	42
93	65	51	63	43
94	65	52	63	
95	66	53	64	
96	66	54	64	
97	67	55	64	
98	67	56	64	
99	68	57	65	

45	37	3	24	5
46	38	4	25	6
47	39	5	26	7
48	40	6	27	8
49	41	7	28	9
50	41	8	28	10
51	42	9	29	11
52	42	10	30	12
53	43	11	31	13
54	43	12	32	14
55	44	13	33	15
56	44	14	34	16
57	45	15	35	17
58	46	16	36	18
59	47	17	37	19
60	48	18	38	20
61	49	19	39	21
62	49	20	40	22
63	50	21	41	23
64	50	22	42	24
65	51	23	43	25
66	51	24	44	26
67	52	25	45	27
68	52	26	46	28
69	53	27	48	29
70	53	28	49	30
71	54	29	50	31
72	54	30	50	32
73	55	31	51	33
74	55	32	51	34
75	56	33	52	35
76	56	34	52	36
77	57	35	53	37
78	57	36	54	37
79	58	37	55	38
80	58	38	55	38
81	59	39	56	39
82	59	40	56	39
83	60	41	57	40
84	60	42	58	40
85	61	43	59	41
86	61	44	59	42
87	62	45	60	43
88	62	46	61	44
89	63	47	61	45
90	63	48	62	46
91	64	49	62	47
92	64	50	63	48
93	65	51	63	49
94	65	52	63	
95	66	53	64	
96	66	54	64	
97	67	55	64	
98	67	56	64	
99	68	57	65	

100	68	58	65	
101	69	59	65	
102	69	60	66	
103	69	61	66	
104	70	62	66	
105	70	63	67	
106	70	64	67	
107	71	65	68	
108	71	66	68	
109	71	67	69	
110	72	68	69	
111	72	69	69	
112	72	69	70	
113	73	70	70	
114	73	70	70	
115	73	71	70	
116	73	72	70	
117	74	73	70	
118	74	74	70	
119	74	75	70	
120	74	76	70	
121	75	77	70	
122	75	77		
123	75	78		
124	75	78		
125	76	79		
126	76	80		
127	76	81		
128	76	82		
129	77	83		
130	77	83		
131	77	84		
132	77	84		
133	77	85		
134	77	86		
135	77	87		
136	77	87		
137	78	88		
138	78	88		
139	78	89		
140	78	89		
141	78	90		
142	78	90		
143	78	91		
144	78	91		
145	79	92		
146	79	92		
147	79	93		
148	79	94		
149	79	95		
150	79	96		
151	79	97		
152	79	97		
153	80	98		
154	80	98		

100	68	58	65	
101	69	59	65	
102	69	60	66	
103	69	61	66	
104	70	62	66	
105	70	63	67	
106	70	64	67	
107	71	65	68	
108	71	66	68	
109	71	67	69	
110	72	68	69	
111	72	69	69	
112	72	69	70	
113	73	70	70	
114	73	70	70	
115	73	71	70	
116	73	72	70	
117	74	73	70	
118	74	74	70	
119	74	75	70	
120	74	76	70	
121	75	77	70	
122	75	77		
123	75	78		
124	75	78		
125	76	79		
126	76	80		
127	76	81		
128	76	82		
129	77	83		
130	77	83		
131	77	84		
132	77	84		
133	77	85		
134	77	86		
135	77	87		
136	77	87		
137	78	88		
138	78	88		
139	78	89		
140	78	89		
141	78	90		
142	78	90		
143	78	91		
144	78	91		
145	79	92		
146	79	92		
147	79	93		
148	79	94		
149	79	95		
150	79	96		
151	79	97		
152	79	98		
153	80	99		
154	80	100		

155	80	99		
156	80	100		
157	80	101		
158	80	102		
159	80	103		
160	80	104		
161	81	105		
162	81	105		
163	81	106		
164	81	107		
165	81	108		
166	81	109		
167	81	110		
168	81	111		
169	82	112		

備考　この表は、教育職給料表（一）の適用を受ける職員の職務の級が第５条第１項の規定により決定される場合及び特定２級教育職員の職務の級が同条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項の規定により４級に決定される場合について適用する。

エ　教育職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	２級	３級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1
22	14	1
23	15	1
24	16	1
25	17	1
26	18	1

155	80	101		
156	80	102		
157	80	103		
158	80	104		
159	80	105		
160	80	106		
161	81	107		
162	81	107		
163	81	108		
164	81	108		
165	81	109		
166	81	110		
167	81	111		
168	81	112		
169	82	113		

備考　この表は、教育職給料表（一）の適用を受ける職員の職務の級が第５条第１項の規定により決定される場合及び特定２級教育職員の職務の級が同条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項の規定により４級に決定される場合について適用する。

エ　教育職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	２級	３級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1
22	14	1
23	15	1
24	16	1
25	17	1
26	18	1

	27	19	1	
	28	20	1	
	29	21	1	
	30	22	1	
	31	23	1	
	32	24	1	
	33	25	1	
	34	26	1	
	35	27	1	
	36	28	1	
	37	29	1	
	38	30	1	
	39	31	1	
	40	32	1	
	41	33	1	
	42	34	1	
	43	35	1	
	44	36	1	
	45	37	1	
	46	38	1	
	47	39	1	
	48	40	1	
	49	41	1	
	50	41	2	
	51	42	3	
	52	42	4	
	53	43	5	
	54	43	6	
	55	44	7	
	56	44	8	
	57	45	9	
	58	46	10	
	59	47	11	
	60	48	12	
	61	49	13	
	62	49	14	
	63	50	15	
	64	50	16	
	65	51	17	
	66	51	18	
	67	52	19	
	68	52	20	
	69	53	21	
	70	53	22	
	71	54	23	
	72	54	24	
	73	55	25	
	74	55	26	
	75	56	27	
	76	56	28	
	77	57	29	
	78	57	30	
	79	58	31	
	80	58	32	
	81	59	33	

27	19	1
28	20	1
29	21	1
30	22	1
31	23	1
32	24	1
33	25	1
34	26	1
35	27	1
36	28	1
37	29	1
38	30	1
39	31	1
40	32	1
41	33	1
42	34	1
43	35	1
44	36	1
45	37	1
46	38	1
47	39	1
48	40	1
49	41	1
50	41	2
51	42	3
52	42	4
53	43	5
54	43	6
55	44	7
56	44	8
57	45	9
58	46	10
59	47	11
60	48	12
61	49	13
62	49	14
63	50	15
64	50	16
65	51	17
66	51	18
67	52	19
68	52	20
69	53	21
70	53	22
71	54	23
72	54	24
73	55	25
74	55	26
75	56	27
76	56	28
77	57	29
78	57	30
79	58	31
80	58	32
81	59	33

	82	59	34	
	83	60	36	
	84	60	37	
	85	61	38	
	86	61	39	
	87	61	40	
	88	62	41	
	89	62	42	
	90	62	43	
	91	63	44	
	92	63	45	
	93	63	46	
	94	64	47	
	95	64	48	
	96	64	49	
	97	65	49	
	98	65	50	
	99	65	51	
	100	65	52	
	101	65	53	
	102	66	54	
	103	66	55	
	104	66	56	
	105	66	57	
	106	66	58	
	107	67	59	
	108	67	60	
	109	67	61	
	110	67	61	
	111	67	62	
	112	68	62	
	113	68	63	
	114		63	
	115		64	
	116		64	
	117		65	
	118		66	
	119		67	
	120		68	
	121		69	
	122		69	
	123		70	
	124		70	
	125		71	
	126		71	
	127		72	
	128		72	
	129		73	
	130		73	
	131		74	
	132		75	
	133		76	
	134		76	
	135		77	
	136		77	

	82	59	34	
	83	60	35	
	84	60	36	
	85	61	37	
	86	61	38	
	87	61	39	
	88	62	40	
	89	62	41	
	90	62	42	
	91	63	43	
	92	63	44	
	93	63	45	
	94	64	46	
	95	64	47	
	96	64	48	
	97	65	49	
	98	65	50	
	99	65	51	
	100	65	52	
	101	66	53	
	102	66	54	
	103	66	55	
	104	66	56	
	105	67	57	
	106	67	58	
	107	67	59	
	108	67	60	
	109	68	61	
	110	68	61	
	111	68	62	
	112	68	62	
	113	69	63	
	114		63	
	115		64	
	116		64	
	117		65	
	118		66	
	119		68	
	120		68	
	121		69	
	122		69	
	123		70	
	124		70	
	125		71	
	126		71	
	127		72	
	128		72	
	129		73	
	130		73	
	131		74	
	132		74	
	133		75	
	134		75	
	135		76	
	136		76	

137		78
138		79
139		79
140		80
141		80
142		80
143		81
144		81
145		81
146		82
147		82
148		83
149		84
150		84
151		85
152		85
153		86
154		87
155		88
156		88
157		89
158		90
159		91
160		91
161		91
162		92
163		93
164		94
165		95
166		96
167		97
168		97
169		98
170		99
171		100
172		101
173		101

備考　この表は、教育職給料表㈡の適用を受ける職員の職務の級が第５条第１項の規定により決定される場合について適用する。

137		77
138		77
139		78
140		78
141		79
142		79
143		80
144		80
145		81
146		81
147		82
148		82
149		83
150		83
151		84
152		84
153		85
154		86
155		87
156		88
157		89
158		90
159		91
160		92
161		93
162		93
163		94
164		94
165		95
166		95
167		96
168		96
169		97
170		98
171		99
172		100
173		101

備考　この表は、教育職給料表㈡の適用を受ける職員の職務の級が第５条第１項の規定により決定される場合について適用する。

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第４７号	所　管	職員課
件　名	尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について				

内　　　容

1　改正理由

本市教育職員の給与については従来から兵庫県等に準拠してきたが、県において公立学校教職員の特殊勤務手当の支給額が改正されたため、本市教育職員の特殊勤務手当について同様の改正を行う。

2　改正内容

(1)　学校の管理下において行う非常災害時における緊急の業務

ア　非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務で、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で勤務を要しない日等におけるもの

８時間を超えるもの　日額　８，０００円（現行６，４００円）

イ　アに掲げる業務以外の業務　日額　８，０００円（現行６，４００円）

ウ　生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

日額　７，５００円（現行６，０００円）

エ　生徒に対する緊急の補導業務　日額　７，５００円（現行６，０００円）

(2)　修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの

日額　４，２５０円（現行３，４００円）

(3)　教育長が指定する対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日等におけるもの

日額　４，２５０円（現行３，４００円）

(4)　学校管理下において行われる部活動において生徒に対して行う指導業務で勤務を要しない日等におけるもの　日額　３，０００円（現行２，４００円）

3　施行期日

公布の日。

ただし、改正後の条例の別表の規定は平成２７年１月１日から適用する。

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例

改正後

別表

<table>
<tr><th>手当</th><th colspan="3">業務</th><th>支給額（日額）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">特殊業務手当</td><td colspan="3">学校の管理下において行う非常災害時等における緊急の業務</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td colspan="2">１　非常災害時における生徒（幼稚園にあっては、幼児。以下同じ。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>⑴　重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う業務（勤務を要しない日等におけるものに限る。）</td><td>４，０００円（従事した時間が４時間以上８時間以下のものに限る。８時間を超えるものにあっては、８，０００円）</td></tr>
<tr><td>⑵　⑴に掲げる業務以外の業務</td><td>８，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</td><td>７，５００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　生徒に対する緊急の補導業務</td><td>７，５００円</td></tr>
<tr><td colspan="3">修学旅行等（学校が計画し、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務（宿泊を伴うものに限る。）</td><td>４，２５０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">尼崎市教育委員会教育長が指定する対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務（宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日等におけるものに限る。）</td><td>４，２５０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）において生徒に対して行う指導業務（勤務を要しない日等におけるものに限る。）</td><td>３，０００円</td></tr>
</table>

現　行

別表

手当	業務	支給額(日額)
特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等における緊急の業務	
	1　非常災害時における生徒（幼稚園にあっては、幼児。以下同じ。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	
	(1)　重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う業務（勤務を要しない日等におけるものに限る。）	４，０００円（従事した時間が４時間以上８時間以下のものに限る。８時間を超えるものにあっては、６，４００円）
	(2)　(1)に掲げる業務以外の業務	６，４００円
	2　生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	６，０００円
	3　生徒に対する緊急の補導業務	６，０００円
	修学旅行等（学校が計画し、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務（宿泊を伴うものに限る。）	３，４００円
	尼崎市教育委員会教育長が指定する対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務（宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日等におけるものに限る。）	３，４００円
	学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）において生徒に対して行う指導業務（勤務を要しない日等におけるものに限る。）	２，４００円

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第４８号	所　管	職員課
件　名	尼崎市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する条例について				

内　　　　　容

1　制定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）の制定により、地方公務員法上の教育長の位置付けが一般職から特別職に変更となるが、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、特別職である教育長に対し、一般職と同様に職務に専念する義務が規定されることから、当該義務の免除を定めることを目的とした条例を新たに制定する。

2　主な制定内容

教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務の免除を受けることができる。

⑴　研修を受けるとき。

⑵　厚生に関する計画の実施に参加するとき。

⑶　前２号に掲げる場合のほか、教育委員会規則で定める基準に従い教育委員会が別に定める場合

3　施行期日

平成２７年４月１日。

ただし、この条例の施行の際に現に在職する教育長がその教育委員会委員としての任期中、引き続き教育長として在職する間に限り、この条例は適用しない。

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第４９号	所　管	学校教育課
件　名	尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例の一部を改正する条例について				

内　　　　　　容

1　改正理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第２０号）が制定され、教科用図書の採択について、単独の自治体で採択する場合（単独採択地区）と複数の自治体で採択する場合（共同採択地区）で、その仕組みが分けられることとなった。

この改正により、単独採択地区である本市においても、当該協議会の名称を変更するなど所要の整備が必要となったため、本条例の一部を改正する。

また、これまで規則で定めていた当該協議会の運営方法等について、より明確化するため併せて条例に規定する。

2　主な改正内容

(1)　題名等の変更（第１条関係）

単独採択地区においては、協議会の名称を変更し、選定委員会とすることとされたため、題名を変更するとともに文言整理を行う。

(2)　運営方法等（第６条関係等）

尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例施行規則で規定していた運営方法等をより明確化するため、規則を廃止し、条例に規定する。

3　施行期日

公布の日

尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例

改正後	現　行
（設置） 第１条　本市が設置する学校において使用される教科用図書の採択に関する事項を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の付属機関として、別表に掲げる学校ごとに尼崎市立学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。	（設置等） 第１条　本市が設置する学校において使用する教科用図書の採択について必要な事項を調査審議するため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の付属機関として、教科用図書選定協議会（以下「協議会」という。）を置く。
（削る）	２　協議会は、義務教育諸学校については１の、各高等学校（養護学校の高等部を含む。以下同じ。）については各学校ごとの協議会とする。
（削る）	３　義務教育諸学校の協議会の名称は「義務教育諸学校」の名称を冠するものとし、各高等学校の協議会の名称は各学校の名称を冠するものとする。
（組織） 第２条　委員会は、委員１０人（別表第２項から第７項までに掲げる学校（以下「高等学校等」という。）に係る委員会にあっては、７人）以内で組織する。	（組織） 第２条　協議会は、義務教育諸学校の協議会にあつては委員１０人以内、各高等学校の協議会にあつては委員７人以内で組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者（高等学校等に係る委員会にあっては、第５号に掲げる者を除く。）のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)　学識経験者 (2)　児童又は生徒の保護者の代表者 (3)　校長 (4)　教員 (5)　本市関係職員	２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)　学識経験者 (2)　育友会を代表する者 (3)　校長及び教員 (4)　教育委員会の事務部局の職員（義務教育諸学校の協議会に限る。）
３　委員は、教科用図書の採択に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。	３　委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。
４　第２項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。	

５　専門委員は、第２項４号に掲げる者のうちから教育委員会が委員長の意見を聴いて任命する。	
６　第３項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、同項中「教科用図書の採択に関する」とあるのは「次項の特別の」と、「解嘱され、又は解任される」とあるのは「解任される」と読み替えるものとする。	
（委員長）	（会長等）
第３条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。	第３条　協議会に会長を置く。
（削る）	２　会長は、委員の互選により定める。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。	３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。	４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
（招集）	（招集）
第４条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。	第４条　協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
（会議）	（会議）
第５条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。	第５条　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
２　委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	２　協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（部会）	（部会）
第６条　委員会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。	第６条　協議会は、必要に応じ、専門的事項を調査審議させるため、教科又は種目の種類ごとに部会を置くことができる。
２　部会は、委員長が指名する委員（専門委員を含む。以下同じ。）で組織する。	
３　部会に部会長及び副部会長を置く。	
４　部会長及び副部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。	
５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に	

事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。 ６　第３条第２項及び前２条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第１項中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員（専門委員を含む。次項において同じ。）」と、同条第２項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。	
（意見の聴取等） 第７条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。	（専門委員） 第７条　協議会に専門委員を置く。 ２　専門委員は、会長の命を受け、担任事務を処理する。
（委任） 第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。	（委任） 第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営並びに部会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。
付　則	付　則
（施行期日） １　この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。	（施行期日） １　この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。
（招集の特例） ２　最初に招集される選定委員会は、第４条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。	（招集の特例） ２　最初に招集される選定協議会は、第４条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。
付　則（平成１９年３月１５日条例第１４号） この条例は、平成１９年４月１日から施行する。	付　則（平成１９年３月１５日条例第１４号） この条例は、平成１９年４月１日から施行する。
別表 １　尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立尼崎養護学校（高等部を除く。） ２　尼崎市立尼崎高等学校 ３　尼崎市立尼崎双星高等学校 ４　尼崎市立尼崎工業高等学校 ５　尼崎市立城内高等学校 ６　尼崎市立琴ノ浦高等学校 ７　尼崎市立尼崎養護学校（高等部に限る。）	

備考　第１項に掲げる学校は、一の学校とみなす。 　　付　則 この条例は、公布の日から施行する。	

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第５０号	所　管	福祉課
件　名	尼崎市更生援護資金貸付条例を廃止する条例について				

内　　　容

1　廃止理由

尼崎市更生援護資金貸付制度の近年の貸付件数は非常に少なく、社会福祉協議会では貸付要件や貸付金の使途等において、本市の制度より利用者に有利な制度が整備されていることから、市がこうした制度を継続実施していく意義が乏しくなっているため当該条例を廃止する。

2　現行規定内容

生活に必要な資金等の融資を他から受けることが困難な者に対して、更生援護資金を貸し付けることにより、その者の自立更生を図る。

3　施行期日

平成２７年4月１日

尼崎市更生援護資金貸付条例

現　行
（目的） 第１条　この条例は、本市に居住する生活困窮者であって、他からその必要な資金の融資を受けることが困難な者に対し、更生援護資金（以下「資金」という。）を貸し付け、その自立更生を図ることを目的とする。 （資金の種類） 第２条　資金の種類は、次のとおりとする。 ⑴　生活資金（世帯主が会社、工場等に就職したとき最初の給料を受けるに至るまでの生活を維持するのに必要な資金） ⑵　医療資金（世帯主又はその家族が病気その他の事故により医療費の支払をするのに必要な資金） ⑶　住宅資金（住宅の補修、借入れ等をするのに必要な資金） ⑷　教育資金（現に扶養を受けている児童等が入学又は進学をするのに必要な資金） ⑸　災害資金（災害を受けた世帯が応急の復旧をするのに必要な資金） （昭４３条例５・昭４５条例１０・平４条例６・一部改正） （貸付けを受ける者の要件） 第３条　資金の貸付けを受けようとする者は、次の各号（災害資金にあっては、第４号を除く。）に掲げる要件を備えていなければならない。 ⑴　市内に引き続き３月以上居住する２０歳以上の世帯主で、独立の生計を営んでいるもの ⑵　低額所得のためわずかの出費等によっても生活を脅かされるおそれのある世帯で、他から自立更生に必要な資金の融資を受けることが困難な者 ⑶　貸付金の具体的な償還計画を有する者 ⑷　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に基づく保護を受けていない者 ⑸　第7条に規定する連帯保証人がある者 （昭４３条例５・昭４７条例９・昭５０条例１０・平4条例６・平１０条例１４・一部改正） （貸付金の限度） 第４条　資金の貸付けの金額は、１世帯につき、別表左欄に掲げる資金の区分に応じ、同表右欄に掲げる額の範囲内において市長が定める。 ２　第２条各号の資金は、重複して貸し付けることができない。ただし、次に掲げる貸付けで市長が必要と認めるものについては、この限りでない。 ⑴　生活資金と他の資金（災害資金を除く。）の一との重複した貸付けでその合算額が２００，０００円以内のもの

⑵　災害資金と他の資金の一との重複した貸付けでその合算額が２５０，０００円以内のもの

（昭３９条例６・昭４３条例５・昭４５条例１０・昭４７条例９・昭４９条例７・昭５１条例１６・昭５３条例２６・平４条例６・一部改正）

（貸付金の利息）

第５条　貸付金の利息は、無利息とする。

（貸付金の償還の方法及び期限）

第６条　貸付金の償還方法は、貸し付けた日の属する月の翌月から２月を据置期間とし、その期間経過後、生活資金及び医療資金にあっては３０月、住宅資金にあっては４０月、教育資金にあっては２０月、災害資金にあっては４０月以内の月賦償還とする。

２　貸付金は、貸付けを受けた者の希望により、繰上償還をすることができる。

（昭４３条例５・昭４５条例１０・昭５３条例２６・平４条例６・一部改正）

（連帯保証人の要件）

第７条　資金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる各号の要件を備えた者１人を連帯保証人として立てなければならない。

⑴　市内又は規則で定める地域内に引き続き３月以上居住する２０歳以上の者で、独立の生計を営んでいるもの

⑵　この資金の償還について弁済の資力を有すると認められる者

⑶　この資金の貸付けを受けていない者

（昭４３条例５・昭５０条例１０・平１０条例１４・一部改正）

（貸付けの決定）

第８条　資金の貸付けを受けようとする者は、資金借入申込書を市長に提出しなければならない。

２　前項の申込書の提出があったときは、市長は、毎年度予算の範囲内において貸付けの可否を決定し、申込者に通知する。

（貸付金の減免）

第９条　市長は、貸付けを受けた者が災害その他特別の理由により貸付金の償還が困難となった場合は、償還方法を変更し、又はこれを減免することができる。

（委任）

第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平１３条例２６・一部改正）

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第５１号	所　管	高齢介護課
件　名	尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部を改正する条例について				
内　　容					

1　改正理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）が制定され、介護保険法（以下「法」という。）の一部が改正された。

この改正により法第８条の２第２項に規定する「介護予防訪問介護」及び同第７項に規定する「介護予防通所介護」が廃止されることに伴い、所要の整備を行う。

2　改正内容

第１条第３号の「法第８条の２第１１項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者」を「法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者」に改める。

3　施行期日

平成２７年4月１日

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例

改正後	現　行
（設置） 第１条　略 ⑴　略 ⑵　略 ⑶　法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）の指定を受けるべき事業者 付　則 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。	（設置） 第１条　略 ⑴　略 ⑵　略 ⑶　法第８条の２第１１項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）の指定を受けるべき事業者

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第５２号	所　管	介護保険事業担当
件　名	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について				

内　　容

1　改正理由

平成２７年度から２９年度までの３年間を運営期間とする第６期介護保険事業計画の策定に伴い、平成２７年度からの保険料の所得段階と保険料率を設定する。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）が制定され、介護保険法の一部が改正された。この改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の実施等について所要の規定整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2　主な改正内容

(1)　介護保険料の所得段階と保険料の変更

所得段階

１１段階　→　１４段階

保険料月額（基準額）

５，３４１円　→　５，９２２円

(2)　介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業の実施について規定する。

3　施行期日

平成２７年4月１日。

ただし、別表第２備考の改正規定（「第２１項」を「第２２項」に改める部分に限る。）は、医療介護総合確保推進法附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日から施行する。

また、介護予防・日常生活支援総合事業については、円滑な移行を行うに当たり、一定の準備期間を要するため、平成２９年４月１日から実施することとする。

尼崎市介護保険条例

改正後	現　行
（地域支援事業の実施） 第３条　本市は、介護予防・日常生活支援総合事業（法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）及び同条第２項各号に掲げる事業のほか、同条第３項各号に掲げる事業を実施するものとする。	（地域支援事業の実施） 第３条　本市は、法第１１５条の４５第１項各号に掲げる事業のほか、同条第３項各号に掲げる事業を実施するものとする。
（保険料率） 第４条　平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	（保険料率） 第４条　平成２４年度から平成２６年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
⑴　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　３５，５３２円	⑴　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　３２，０４８円
⑵　令第３９条第１項第２号に掲げる者　４８，６７９円	⑵　令第３９条第１項第２号に掲げる者　４０，０６０円
（削る）	⑶　令附則第１６条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者　４３，９０６円
⑶　令第３９条第１項第３号に掲げる者　５３，２９８円	⑷　令第３９条第１項第３号に掲げる者（前号に該当する者を除く。）　４８，０７２円
（削る）	⑸　令附則第１７条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者　５７，６８６円
⑷　令第３９条第１項第４号に掲げる者　６３，９５８円	⑹　令第３９条第１項第４号に掲げる者（前号に該当する者を除く。）　６４，０９５円
⑸　令第３９条第１項第５号に掲げる者　７１，０６４円	

(6) 次のいずれかに該当する者　８５，２７７円 ア　合計所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が１２０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、この号の額が賦課されたならば保護（生活保護法第２条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(2)に該当する者に限る。次号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ及び第１３号イにおいて同じ。）、次号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ又は第１３号イに該当する者を除く。）	(7) 次のいずれかに該当する者　７３，７１０円 ア　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が１２５万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、この号の額が賦課されたならば保護（生活保護法第２条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ(2)に該当する者に限る。次号イ、第９号イ及び第１０号イにおいて同じ。）、次号イ、第９号イ又は第１０号イに該当する者を除く。）
(7) 次のいずれかに該当する者　８８，８３０円 ア　合計所得金額が１２０万円以上１２５万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ、次号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ又は第１３号イに該当する者を除く。）	
(8) 次のいずれかに該当する者　９２，３８３円 ア　合計所得金額が１２５万円を超え１９０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態と	(8) 次のいずれかに該当する者　８０，１１９円 ア　合計所得金額が１２５万円を超え１９０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態と

なるもの（令第３９条第１項第１号イ、次号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ又は第１３号イに該当する者を除く。）	なるもの（令第３９条第１項第１号イ、次号イ又は第１０号イに該当する者を除く。）
⑼　次のいずれかに該当する者　１０６，５９６円	⑼　次のいずれかに該当する者　９６，１４３円
ア　合計所得金額が１９０万円以上２９０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者	ア　合計所得金額が１９０万円以上４００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ、次号イ、第１１号イ、第１２号イ又は第１３号イに該当する者を除く。）	イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ又は次号イに該当する者を除く。）
⑽　次のいずれかに該当する者　１２０，８０９円	⑽　次のいずれかに該当する者　１０４，１５５円
ア　合計所得金額が２９０万円以上４００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者	ア　合計所得金額が４００万円以上６００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ、次号イ、第１２号イ又は第１３号イに該当する者を除く。）	イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イに該当する者を除く。）
⑾　次のいずれかに該当する者　１２９，６９２円	
ア　合計所得金額が４００万円以上６００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者	
イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ、次号イ又は第１３号イに該当する者を除く。）	
⑿　次のいずれかに該当する者　１３８，５７５円	
ア　合計所得金額が６００万円以上８００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者	

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ又は次号イに該当する者を除く。） ⒀　次のいずれかに該当する者　１４７，４５８円 ア　合計所得金額が８００万円以上１，０００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イに該当する者を除く。）	
⒁　前各号のいずれにも該当しない者　１５６，３４１円	⑾　前各号のいずれにも該当しない者　１１２，１６７円
（第１号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定） 第６条　第１項から第３項まで　略 ４　保険料の賦課期日（同日後に第１号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項（第２号を除く。）において「賦課期日」という。）後に令第３９条第１項第１号イに掲げる者（賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ⑵に該当するものに限る。）又は同号ロ若しくはニ、同項第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ若しくは第５号ロ若しくは第４条第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ若しくは第１３号イに掲げる者（以下これらの者を「被保護者等」という。）に該当することとなった第１号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。	（第１号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定） 第６条　第１項から第３項まで　略 ４　保険料の賦課期日（同日後に第１号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項（第２号を除く。）において「賦課期日」という。）後に令第３９条第１項第１号イに掲げる者（賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ⑵に該当するものに限る。）、同号ロ若しくはハ若しくは同項第２号ロに掲げる者、同項第３号ロに掲げる者（令附則第１６条第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者を除く。）、令第３９条第１項第４号ロに掲げる者（令附則第１７条第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者を除く。）、令附則第１６条第２項若しくは第１７条第２項に規定する者又は第４条第７号イ、第８号イ、第９号イ若しくは第１０号イに掲げる者（以下これらの者を「被保護者等」という。）に該当することとなった第１

改正後	改正前
(1)及び(2)　略 ５　第１項及び前２項の規定により算定された保険料額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。 (1)及び(2)　略 ５　第１項、第３項及び前項の規定により算定された保険料額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
付　則	付　則
(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期) ３　本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため法第８条の２第２項に規定する介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第１１５条の４５第１項の規定にかかわらず、平成２７年４月１日から平成２９年3月３１日までの間は、実施しない。この場合において、第３条中「介護予防・日常生活支援総合事業（法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）及び同条第２項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）附則第１４条第１項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第５条の規定（同法附則第１条第３号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第１１５条の４５第１項第１号及び第２号並びに法第１１５条の４５第２項各号」と読み替えるものする。	
(平成１２年度及び平成１３年度における保険料率の特例) ４　略 ５　略	(平成１２年度及び平成１３年度における保険料率の特例) ３　略 ４　略
(平成１２年度分の普通徴収に係る納期の特例) ６　略	(平成１２年度分の普通徴収に係る納期の特例) ５　略
(平成１３年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)	(平成１３年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

７　略

（平成１２年度及び平成１３年度における第１号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例）

８　略

９　略

（平成１８年度における保険料率の特例）

１０　略

（平成１９年度における保険料率の特例）

１１　略

（平成２０年度における保険料率の特例）

１２　略

（平成２４年度における保険料率の特例）

１３　略

（平成２５年度における保険料率の特例）

１４　略

（延滞金の割合の特例）

１５　略

別表第２

種別	手数料
1　地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき　20,000円（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円）
2　地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき　10,000円（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円）
3　地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき14,000円
4　地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき7,000円

６　略

（平成１２年度及び平成１３年度における第１号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例）

７　略

８　略

（平成１８年度における保険料率の特例）

９　略

（平成１９年度における保険料率の特例）

１０　略

（平成２０年度における保険料率の特例）

１１　略

（平成２４年度における保険料率の特例）

１２　略

（平成２５年度における保険料率の特例）

１３　略

（延滞金の割合の特例）

１４　略

別表第２

種別	手数料
1　地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき　20,000円（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円）
2　地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき　10,000円（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円）
3　地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき14,000円
4　地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき7,000円

備考　「地域密着型サービス」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」又は「地域密着型介護予防サービス」とは、それぞれ法第８条第１４項若しくは第２２項又は法第８条の２第１２項に規定する地域密着型サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は地域密着型介護予防サービスをいう。	備考　「地域密着型サービス」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」又は「地域密着型介護予防サービス」とは、それぞれ法第８条第１４項若しくは第２１項又は法第８条の２第１４項に規定する地域密着型サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は地域密着型介護予防サービスをいう。

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第５３号	所　管	保健企画課
件　名	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				

内　　容

1　改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２５年法律第４４号）が制定され、薬事法の一部が改正された。この改正により、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の開設の許可等の権限が、県から保健所を設置する市等へ移譲されることから、当該事務の審査等にかかる手数料を新設する。

2　改正内容

第２条第４号中に以下の手数料を追加する。

高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査
1件　２９，０００円

高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査
1件　１１，０００円

高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付
1件　２，０００円

高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付
1件　２，９００円

3　施行期日

平成２７年4月1日

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例

改正後	現　行
（手数料を徴収する事務及び手数料の額） 第２条　手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3)　略 (4)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）に基づく次に掲げる事務 ア　薬局の開設の許可の申請に対する審査　1件　２９,０００円 イ　薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査　1件　１１,０００円 ウ　薬局の開設の許可証の書換え交付　1件　２，０００円 エ　薬局の開設の許可証の再交付　１件　２，９００円 オ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査　１件　６，３００円 カ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査　１件　４,０００円 キ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 ク　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付　１件　２，９００円 ケ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査　１件　１１，０００円 コ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査　１件　５,６００円 サ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 シ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付　１件　２，９００円	（手数料を徴収する事務及び手数料の額） 第２条　手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3)　略 (4)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）に基づく次に掲げる事務 ア　薬局の開設の許可の申請に対する審査　1件　２９,０００円 イ　薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査　1件　１１,０００円 ウ　薬局の開設の許可証の書換え交付　1件　２，０００円 エ　薬局の開設の許可証の再交付　１件　２，９００円 オ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査　１件　６，３００円 カ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査　１件　４,０００円 キ　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 ク　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付　１件　２，９００円 ケ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査　１件　１１，０００円 コ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査　１件　５,６００円 サ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円 シ　薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付　１件　２，９００円

ス　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査　１品目　９０円	ス　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査　１品目　９０円
セ　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査　１品目　９０円	セ　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査　１品目　９０円
ソ　医薬品の販売業の許可の申請に対する審査　１件　２９，０００円	ソ　医薬品の販売業の許可の申請に対する審査　１件　２９，０００円
タ　医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査　１件　１１，０００円	タ　医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査　１件　１１，０００円
チ　医薬品の販売業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円	チ　医薬品の販売業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円
ツ　医薬品の販売業の許可証の再交付　１件　２，９００円	ツ　医薬品の販売業の許可証の再交付　１件　２，９００円
テ　高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査　１件　２９，０００円	
ト　高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査　１件　１１，０００円	
ナ　高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付　１件　２，０００円	
ニ　高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付　１件　２，９００円	
(5)～(18)　略	(5)～(18)　略

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第５４号	所　管	生活衛生課
件　名	尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について				

内　　　　　容

1　改正理由

建設業法等の一部を改正する法律（昭和２６年法律第５５号）が制定され、浄化槽法が改正された。

この改正により、浄化槽工事業の登録に係る拒否事由に暴力団排除条項が整備されたことから、本条例の一部を改正し、規定の整備を行う。

2　主な改正内容

⑴　浄化槽保守点検業者登録の拒否事由や登録申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役等に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上に支配力を有する者も含める。

⑵　浄化槽保守点検業者登録の拒否事由及び取消事由等に暴力団員等を加える。

3　施行期日

平成２７年４月１日

尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

改正後	現　行
（登録） 第３条　略 ２・３　略 ４　前項の更新の登録の申請があった場合において、第２項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該有効期間の満了後もこれらの処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。 ５　前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。	（登録） 第３条　略 ２・３　略 ４　更新の登録の申請があった場合において、第２項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。 ５　更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
（登録の申請） 第４条　前条第１項又は第３項の規定により登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。 ⑴～⑵　略 ⑶　法人にあっては、その役員（法第２２条第１項第３号に規定する役員をいう。第８条第２号及び第５号を除き、以下同じ。）の氏名（未成年者にあっては、その法定代理人の氏名（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者及び役員の氏名）を含む。） ⑷～⑹　略	（登録の申請） 第４条　前条第１項又は第３項の規定により登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。 ⑴～⑵　略 ⑶　法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名（未成年者にあっては、その法定代理人の氏名（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者及び役員の氏名）を含む。） ⑷～⑹　略
（登録の実施） 第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次条第１項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に記載するものとする。 ２　市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちに、その旨を、当該登録を受けるため	（登録の実施） 第５条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第１項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。 ２　市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなけれ

に前条の規定による申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。	ばならない。
３　市長は、浄化槽保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。	３　市長は、浄化槽保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
（登録の拒否）	（登録の拒否）
第６条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は同条の申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。	第６条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者	
(6)～(8)　略	(5)～(7)　略
(9)　尼崎市暴力団排除条例（平成２５年尼崎市条例第１３号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者（同号アに該当する者を除く。）	
２　市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちに、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。	２　市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちに、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
（変更の届出）	（変更の届出）
第７条　浄化槽保守点検業者は、第４条各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から３０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。	第７条　浄化槽保守点検業者は、第４条各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から３０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
２　第５条第１項及び前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。	２　第５条第１項及び前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。
（廃業等の届出）	（廃業等の届出）
第８条　浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その事実が発生した日から３０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。	第８条　浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、３０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　法人が合併により消滅した場合　その役	(2)　法人が合併により消滅した場合　その役

員（法第２６条第２号に規定する役員をいう。第５号において同じ。）であった者	員であった者
⑶～⑸　略	⑶～⑸　略
（登録の取消し等）	（登録の取消し等）
第１４条　市長は、浄化槽の保守点検について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。	第１４条　市長は、浄化槽の保守点検について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。
２　市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	２　市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
⑴　略	⑴　略
⑵　第６条第１項第１号、第３号、第５号から第７号まで又は第９号のいずれかに該当することが判明したとき。	⑵　第６条第１項第１号、第３号、第５号又は第６号の一に該当することとなったとき。
⑶　略	⑶　略
⑷　前項の規定による指示に従わず、情状が特に重いとき。	⑷　前項の指示に従わず、情状が特に重いとき。
⑸　略	⑸　略
３　略	３　略
４　第６条第２項の規定は、第２項の規定による処分をした場合について準用する。	
（報告の徴収、立入検査等）	（報告の徴収、立入検査等）
第１５条　略	第１５条　略
（手数料）	（手数料）
第１６条　申請者は、第４条の規定による申請の際、手数料として２８，０００円（本市の区域内に営業所を有しない者にあっては、３５，０００円）を納付しなければならない。	第１６条　申請者は、第４条の規定による申請書の提出の際、手数料として２８，０００円（本市の区域内に営業所を有しない者にあっては、３５，０００円）を納付しなければならない。
２　略	２　略

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第５５号	所　管	児童課
件　名	尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				

内　　　容

1　改正理由

児童ホームは、児童福祉法第６条の３第２項に定める放課後児童健全育成事業を実施する施設として、児童福祉法の趣旨を鑑み、対象者を小学校に就学している児童としているが、その他国の取扱いに準じた児童が利用する場合等に対応するため、条例施行前に規定の整備を行う。

2　改正内容

第５条に定める利用の資格における児童の定義について「その他規則で定める者」を追加する。

3　施行期日

公布の日

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例

改正後	現　行
（利用の資格） 第５条　児童ホームを利用することができる者は、児童（本市内に住所を有する者で学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校（以下「小学校」という。）に就学しているものその他規則で定める者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童を現に監護するものをいう。）で、そのいずれもが労働その他の事由により当該児童を養育することができないもの（規則で定める要件を備える者に限る。）とする。	（利用の資格） 第５条　児童ホームを利用することができる者は、本市内に住所を有する児童（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校（以下「小学校」という。）に就学している者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童を現に監護するものをいう。）で、そのいずれもが労働その他の事由により当該児童を養育することができないもの（規則で定める要件を備える者に限る。）とする。

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第５６号	所　管	システム担当
件　名	尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例について				

内　　　　　容

1　制定理由

平成２８年１月より、市民サービスの向上を図るため、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）を用いて、多機能端末機を利用した証明書自動交付サービスを実施する。

サービスの実施に当たり、住民基本台帳法の規定に基づき、住基カードを用いたサービスの利用に関すること及びその他必要な事項について定めることを目的とした条例を新たに制定する。

2　主な制定内容

(1)　住基カードの利用の目的（第２条関係）

ア　多機能端末機による住民票の写しや印鑑登録証明書等の証明書自動交付サービスを提供する。

イ　証明書自動交付サービスで提供する証明書

(ｱ)　住民票の写し及び住民票記載事項証明書

(ｲ)　戸籍の附票の写し

(ｳ)　戸籍全部事項証明書及び戸籍個人事項証明書

(ｴ)　印鑑登録証明書

(ｵ)　市民税・県民税課税額証明書（現年度分）

(2)　利用の申請及び利用申請の意思の確認等（第３条～第８条関係）

証明書自動交付サービスの利用の対象者や利用申請の手続き方法等について定めているもの

(3)　その他（第９条、第１０条関係）

制度の実施に当たっての個人情報保護及び運用に当たっての詳細を規則に委ねるもの

3　施行期日

規則で定める日から施行する。

ただし、第２条の規定は平成２８年１月２０日から施行する。

（議案説明資料）

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第５７号	所　管	窓口担当
件　名	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について				
内　　　容					

1　改正理由

平成２８年１月より、住民基本台帳カード等を用いて、多機能端末機を利用した証明書自動交付サービスを実施することに伴い、同サービスの利用及び個人番号カードの普及促進等のため平成３２年度末まで多機能端末機を利用した証明について手数料を減額することから、本条例の一部を改正する。

2　改正内容

平成２８年１月２０日から平成３３年３月３１日までの間に限り、多機能端末機を利用した場合、次の手数料をそれぞれ１００円減額する規定を本条例の付則に設けるとともに、所要の文言を追記する。

⑴　印鑑登録証明書（第２条第１号の２）

⑵　租税、公課その他の諸収入金に関するする証明（市民税・県民税課税額証明書（現年度分））（第２条第２号）

⑶　戸籍全部事項証明書及び戸籍一部事項証明書（第２条第１０号）

⑷　住民票の写し（第２条第１６号）

⑸　戸籍の附票の写し（第２条第１７号）

⑹　住民票記載事項証明書（第２条第１９号）

3　施行期日

平成２８年１月２０日

尼崎市手数料条例

改正後	現　行
（手数料を徴収する事務及び手数料の額） 第２条　手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)　略 (1)の2　印鑑に関する証明　１件　３００円 (2)　租税、公課その他の諸収入金に関する証明（文書による事実の認証を含む。以下同じ。）　年度ごと１種類　３００円 (3)～(9)　略 (10)　戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付　１通　４５０円 (11)～(15)　略 (16)　住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類をいう。）の交付　１件　３００円 (17)　戸籍の附票の写しの交付　１件　３００円 (19)　住民票に記載した事項に関する証明　１件　３００円 (20)～(38)　略 付　則 （施行期日） １　この条例は、昭和４０年４月１日から施行する。 ２　略 （手数料の額の特例） ３　平成２８年1月２０日から平成３３年３月３１日までの間に限り、住民基本台帳カード（尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成２７年尼崎市条例第　　号）第５条第１項の規定により利用情報が記録されているものに限る。）その他規則で定める物件及	（手数料を徴収する事務及び手数料の額） 第２条　手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)　略 (1)の2　印鑑に関する証明　１件　３００円 (2)　租税、公課その他の諸収入金に関する証明（文書による事実の認証を含む。以下同じ。）　年度ごと１種類　３００円 (3)～(9)　略 (10)　戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付　１通　４５０円 (11)～(15)　略 (16)　住民票の写しの交付　１件　３００円 (17)　戸籍の附票の写しの交付　１件　３００円 (19)　住民票に記載した事項に関する証明　１件　３００円 (20)～(38)　略 付　則 （施行期日） １　この条例は、昭和４０年４月１日から施行する。 ２　略

び同条例第２条に規定する多機能端末機を使用して同条各号のいずれかに掲げる書類の交付を請求する者に対してその交付を行う場合における第２条第１号の２、第２号、第１０号、第１６号、第１７号及び第１９号の規定の適用については、同条第１号の２、第２号、第１６号、第１７号及び第１９号中「３００円」とあるのは「２００円」と、同条第１０号中「４５０円」とあるのは「３５０円」とする。	

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第５８号	所　管	窓口担当
件　名	尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例について				

内　　　容

1　改正理由

平成２８年１月より、住民基本台帳カード等を用いて、多機能端末機を利用した証明書自動交付サービスを実施することに伴い、本条例の一部を改正するとともに、併せて本人確認等に関する規定についての整備を行う。

2　改正内容

(1)　外国人が登録できる印鑑について通称等に関する規定を設ける。（第４条）

(2)　印鑑登録申請時に郵送照会を行う場合の本人確認等についての規定を設ける。（第５条）

(3)　重複した内容の文言整理を行う。（第１２条中第４号及び第５号）

(4)　複写機による証明書の作成についての規定を削除する。（第１４条）

(5)　多機能端末機による証明の申請の規定を設ける。（第１６条）

(6)　閲覧の禁止について、例外的に認める場合についての規定を設ける。（第２０条）

3　施行期日

公布の日。

ただし、上記２(5)に係る改正については平成２８年１月２０日。

尼崎市印鑑条例

改正後	現　行
（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。	（この条例の目的） 第１条　この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めることを目的とする。
（登録の申請） 第３条　印鑑の登録を受けようとする者は、自ら出頭し、印鑑登録申請書に登録を受けようとする印鑑を添えて市長に提出しなければならない。	（登録の申請） 第３条　印鑑の登録を受けようとする者は、自ら出頭し、登録を受けようとする印鑑を添えて市長に申請しなければならない。
（印鑑の登録を受けることができない印鑑） 第４条　次の各号のいずれかに該当する印鑑は、印鑑の登録を受けることができない。 (1)　次のいずれにも該当しない印鑑 ア　住民票（備考欄を除く。）に記録されている氏名（イ及びウにおいて「氏名」という。）で表されている印鑑（漢字の名にあっては平仮名又は片仮名に替えられているもの、平仮名又は片仮名の名にあっては漢字、平仮名又は片仮名に替えられているものを含む。） イ　氏名の一部で表されている印鑑で市長が認めるもの ウ　氏名の一部を組み合わせたもので表されている印鑑で市長が認めるもの エ　住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の２６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている者が、当該通称の全部又は一部が表されている印鑑の登録を受けようとするときは、次のいずれかに掲げる印鑑 （ア）　当該通称で表されている印鑑（当該通称を構成する文字のうち、漢字のものにあっては平仮名又は片仮名に替えられているもの、平仮名又	（印鑑の登録を受けることができない印鑑） 第４条　次の各号のいずれかに該当する印鑑は、印鑑の登録を受けることができない。 (1)　住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名又は氏及び名の一部を組み合わせたもので表されていないもの（名については、漢字、平仮名又は片仮名に替えられているものを除く。）

は片仮名のものにあっては漢字、平仮名又は片仮名に替えられているものを含む。） （イ）　当該通称の一部で表されている印鑑で市長が認めるもの （ウ）　当該通称の一部を組み合わせたもので表されている印鑑で市長が認めるもの オ　住民票の備考欄に併記名（氏名の呼称であって、片仮名で表記されているものをいう。以下同じ。）が記録されているものが、当該併記名の全部又は一部が表されている印鑑の登録を受けようとするときは、次のいずれかに掲げる印鑑 （ア）　当該併記名で表されている印鑑 （イ）　当該併記名の一部で表されている印鑑で市長が認めるもの (2)　職業、資格等を前号アからオまでに掲げるものに併せて表しているもの (3)～(6)　略	(2)　職業、資格等氏名以外の事項を併せて表しているもの (3)～(6)　略
（登録申請の意思の確認） 第５条　市長は、第３条の規定による印鑑の登録の申請（以下「登録申請」という。）があったときは、当該登録申請に係る印鑑（以下「申請対象印鑑」という。）に係る本人（以下「本人」という。）に対し、書面により照会し、期限を付してその回答を求めることにより、当該登録申請が本人の意思に基づくものであることを確認するものとする。ただし、規則で定める方法により当該登録申請が本人の意思に基づくものであると認められる場合は、この限りでない。	（登録の申請の確認） 第５条　市長は、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、書面により照会し、期限を付してその回答を求めるものとする。ただし、当該申請が確実に本人の意思に基づくものであると認められる場合は、この限りでない。
２　前項の規定による照会（以下「本人確認照会」という。）を受けた者は、自己が当該本人確認照会に係る登録申請を行った者であるときは、同項の規定により付された期限（以下「回答期限」という。）内に、当該本人確	２　前項本文の規定による照会に対してその付された期限内に本人による回答書の持参がないとき又は申請が本人の意思に基づかないものであることが明らかになったときは、当該申請は、その受理を取り消す。

認照会に対する回答として必要な事項が記載され、かつ、申請対象印鑑が押印された文書（以下「回答書」という。）を持参して市長に提出するとともに、当該回答書を作成した者が本人であることの確認を行うために必要な書類等で規則で定めるもの及び当該申請対象印鑑を市長に提示しなければならない。 ３　登録申請は、当該登録申請に係る本人確認照会に対して回答期限内に前項の規定による提出又は提示がないときその他市長が当該登録申請が本人の意思に基づくものであることを確認することができないときは、取り下げられたものとみなす。	
（印鑑の登録） 第６条　市長は、前条第２項の規定による提出及び提示（以下「回答書の提出等」という。）により登録申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑票により当該登録申請に係る印鑑を登録するものとする。 ２　略	（印鑑の登録） 第６条　市長は、前条第１項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑票に当該申請に係る印鑑を登録するものとする。 ２　略
（印鑑登録証の交付） 第７条　市長は、前条第１項の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を交付する。	（印鑑登録証の交付） 第７条　市長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を交付する。
（印鑑登録証の再交付の申請） 第８条　登録者は、印鑑登録証を著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書に当該印鑑登録証を添えて市長に提出して印鑑登録証の再交付を申請することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号を判読することができない場合は、この限りでない。	（印鑑登録証の再交付） 第８条　登録者は、印鑑登録証を著しく汚損し、又はき損したときは、当該印鑑登録証を添えて市長に印鑑登録証の再交付の申請をすることができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号が判読できない場合は、この限りでない。

（印鑑又は印鑑登録証の亡失の届出） 第９条　登録者は、第６条第１項の規定により印鑑票に登録されている印鑑（以下「登録印鑑」という。）又は印鑑登録証を亡失したときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。	（印鑑又は印鑑登録証の亡失の届出） 第９条　登録者は、印鑑票に登録された印鑑又は印鑑登録証を亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
（印鑑票の記載等の内容の変更） 第１０条　市長は、住民基本台帳の記録により印鑑票に記載し、又は記録された事項に変更があったことを知ったときは、その記載又は記録の内容を変更することができる。	（印鑑票の記載内容の変更） 第１０条　市長は、住民基本台帳の記録により印鑑票に記載された事項に変更があったことを知ったときは、その記載内容を変更することができる。
（登録の廃止の申請） 第１１条　登録者は、登録印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて市長に提出しなければならない。	（登録の廃止の申請） 第１１条　登録者が印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。
（登録の消除） 第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を消除するものとする。 ⑴　略 ⑵　第９条の規定による届出があったとき。 ⑶　婚姻等により登録印鑑が第４条第１号に該当することとなったとき。 ⑷　登録者が後見開始の審判を受けたとき。 ⑸　登録者に係る住民基本台帳が消除されたとき。 ⑹　略	（登録の消除） 第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を消除するものとする。 ⑴　略 ⑵　第９条の規定による印鑑又は印鑑登録証の亡失の届出があったとき。 ⑶　婚姻等により第４条第１号に該当することとなったとき。 ⑷　登録者が死亡し、又は後見開始の審判若しくは失踪の宣告を受けたとき。 ⑸　登録者に係る住民基本台帳を消除したとき。 ⑹　略
（印鑑登録証の返還） 第１３条　登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは印鑑登録証を市長に返還しなけ	（印鑑登録証の返還） 第１３条　次の各号の一に該当する場合は、登録者は、印鑑登録証を市長に返還しなければ

ればならない。 (1)　登録印鑑を亡失したとき。 (2)　第９条の規定による届出をした後に当該届出に係る印鑑登録証を発見したとき。 (3)　その他市長が印鑑登録証を返還させる必要があると認めるとき。	ならない。 (1)　印鑑票に登録されている印鑑を亡失したとき。 (2)　第９条の規定による届出をした後に亡失した印鑑登録証を発見したとき。 (3)　その他市長が印鑑登録証を返還する必要があると認めるとき。
（印鑑の登録の証明） 第１４条　印鑑の登録の証明は、電子計算機により作成した印鑑登録証明書を交付することにより行うものとする。ただし、市長が、これによることができない特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより行うものとする。 ２　市長は、前項ただし書の場合は、登録印鑑の提示を求めることができる。	（印鑑の登録の証明） 第１４条　印鑑の登録の証明は、印鑑票に登録されている印鑑の印影を複写機により複写し、又は電子計算機により作成した印鑑登録証明書を交付することにより行う。ただし、市長がこれによることができない特別の事情があると認めるときは、市長が別に定めるところにより証明を行うものとする。 ２　市長は、前項ただし書の場合は、印鑑票に登録されている印鑑の提出を求めることができる。
第１５条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録の証明を行わない。 (1)　印鑑登録証に記載された登録番号を判読することができないとき。 (2)　登録者が前条第２項の規定による登録印鑑の提示の求めに応じないとき。 (3)　略	第１５条　市長は、次の各号の一に該当する場合は、印鑑の登録の証明を行わない。 (1)　印鑑登録証に記載された登録番号が判読できないとき。 (2)　印鑑票に登録されている印鑑の提出を求めた場合に、これに応じないとき。 (3)　略
（印鑑の登録の証明の申請） 第１６条　登録者は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に提出しなければならない。 ２　住民基本台帳法第３０条の４４第１項に規定する住民基本台帳カード（尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成２７年尼崎市条例第　　　号）第５条第１項の規定により利用情報が記録されているものに限	（印鑑の登録の証明の申請） 第１６条　登録者は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。

る。）その他規則で定める物件及び同条例第２条に規定する多機能端末機を利用して同条第４号に掲げる書類の交付の請求があったときは、前項の規定による申請があったものとみなす。	
（代理申請等） 第１７条　第３条、第８条、第１１条若しくは前条第１項の規定による申請、回答書の提出等、第７条の規定により交付される印鑑登録証の受領、第９条の規定による届出又は第１３条の規定による印鑑登録証の返還を行おうとする者は、やむを得ない理由により自ら出頭することができないときは、代理人によりこれを行うことができる。この場合において、当該申請（第３条又は第１１条の規定によるものに限る。）、当該回答書の提出等、当該受領及び当該届出については、委任の旨を証する書面を添えなければならない。 ２　略	（代理申請等） 第１７条　第３条、第８条、第１１条若しくは前条の規定による申請、第５条第２項の回答書の持参、第７条の規定により交付される印鑑登録証の受領、第９条の規定による届出又は第１３条の規定による印鑑登録証の返還を行おうとする者は、やむを得ない理由により自ら出頭することができないときは、代理人によりこれを行うことができる。この場合において、当該申請（第３条又は第１１条の規定によるものに限る。）、当該持参、当該受領及び当該届出については、委任の旨を証する書面を添えなければならない。 ２　略
（関係人に対する質問） 第１９条　印鑑の登録又は証明に関する事務に従事する職員は、印鑑の登録及び証明の確実性を確保するため、必要な範囲において関係人に対し、質問することができる。	（関係人に対する質問） 第１９条　印鑑の登録又は証明に関する事務に従事する職員は、印鑑の登録及び証明の確実性を確保するため、必要な範囲において関係人に対し、質問をすることができる。
（閲覧の制限） 第２０条　印鑑票その他印鑑の登録及び証明に関する文書は、閲覧に供しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	（閲覧の制限） 第２０条　印鑑票その他印鑑の登録及び証明に関する文書は、閲覧に供しない。

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第５９号	所　管	国保年金管理担当
件　名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内　容					

1　改正理由

国において、中間所得層の負担軽減を図るため、国民健康保険法施行令が改正され、後期高齢者支援金等賦課限度額が１４万円から１６万円に、介護納付金賦課限度額が１２万円から１４万円に見直された。本市国民健康保険においても施行令に定める賦課限度額に見直すため、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、規定の整備を行う。

2　改正内容

国民健康保険料賦課限度額の見直し

【第１５条の３の１０、第１５条の８、第１９条の２第３項及び第１９条の２第４項】

後期高齢者支援金等賦課限度額を１４万円から１６万円に、介護納付金賦課限度額を１２万円から１４万円に見直す。

3　施行期日

平成２７年4月１日

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現　行
（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額） 第１５条　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第１３条第１項第１号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。	（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額） 第１５条　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第１３条第１項第１号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。
（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額） 第１５条の３の７　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第１５条の３の５第１項第１号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。	（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額） 第１５条の３の７　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第１５条の３の５第１項第１号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。
（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第１５条の３の１０　第１５条の３の３又は第１５条の３の６の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第１５条の３の３の後期高齢者支援金等賦課額と第１５条の３の６の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。第１８条及び第１９条の２第３項において読み替えて準用する同条第１項において同じ。）は、１６０，０００円を超えることができない。	（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第１５条の３の１０　第１５条の３の３又は第１５条の３の６の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第１５条の３の３の後期高齢者支援金等賦課額と第１５条の３の６の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。第１８条及び第１９条の２第３項において読み替えて準用する同条第１項において同じ。）は、１４０，０００円を超えることができない。
（介護納付金賦課限度額） 第１５条の８　第１５条の５の介護納付金賦課額は、１４０，０００円を超えることができない。	（介護納付金賦課限度額） 第１５条の８　第１５条の５の介護納付金賦課額は、１２０，０００円を超えることができない。
（保険料の減額賦課等） 第１９条の２　略 (1)～(3)　略 ２　略 ３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後	（保険料の減額賦課等） 第１９条の２　略 (1)～(3)　略 ２　略 ３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後

期高齢者支援金等賦課額」と、「第１１条又は第１４条」とあるのは「第１５条の３の３又は第１５条の３の６」と、「５１０，０００円」とあるのは「１６０，０００円」と読み替えるものとする。 ４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１１条又は第１４条」とあるのは「第１５条の５」と、「５１０，０００円」とあるのは「１４０，０００円」と読み替えるものとする。 （保険料に関する申告） 第１９条の４　保険料の納付義務者は、４月１５日まで（賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から１５日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の所得につき地方税法第３１７条の２第１項の申告書（当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の全てが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第３１７条の６第１項の給与支払報告書又は同条第４項の公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。 付　則 （施行期日） １　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第１５条の３の１０、第１５条の８、第１９条の２第３項において読み替えて準用	期高齢者支援金等賦課額」と、「第１１条又は第１４条」とあるのは「第１５条の３の３又は第１５条の３の６」と、「５１０，０００円」とあるのは「１４０，０００円」と読み替えるものとする。 ４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１１条又は第１４条」とあるのは「第１５条の５」と、「５１０，０００円」とあるのは「１２０，０００円」と読み替えるものとする。 （保険料に関する申告） 第１９条の４　保険料の納付義務者は、４月１５日まで（賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から１５日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の所得につき地方税法第３１７条の２第１項の申告書（当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第３１７条の６第１項又は第３項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

する同条第１項の規定及び第１９条の２第４項において読み替えて準用する同条第１項の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険料については、なお従前の例による。	

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	条例	番　号	議案第６０号	所　管	建築指導課、住宅・住まいづくり支援課
件　名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				

内　　　容

1　改正理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成２６年法律第５４号）の制定及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第８０号）の施行等に伴い、規定の整備を行うとともに、所要の文言整理を行う。

2　主な改正内容

(1)　建築基準法の改正に伴う改正内容

ア　建築主が構造計算適合性判定を直接申請する仕組みに改められることから、次の(ｱ)の規定による確認申請又は計画通知、及び(ｲ)から(ｴ)までの規定による申出に係る手数料のうち、構造計算適合性判定手数料の加算規定を削除する。

(ｱ)　建築基準法第６条第１項又は第１８条第２項

(ｲ)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１７条第４項

(ｳ)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項

(ｴ)　都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項

イ　仮使用に係る制度改正に伴い、規定の整備を行う。

(2)　マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正に伴う改正内容

改正後の同法第１０５条第１項の規定による容積率特例許可の申請に対する審査に係る手数料について、１件につき１６０，０００円として定める。

(3)　長期優良住宅計画認定制度の改正に伴う改正内容

適合証に替えて設計住宅性能評価書が添付されている場合の次の申請に係る手数料を定める。

ア　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第３項までの規定による計画の認定申請（区分ごとの床面積の合計に応じて、１件につき）

２０，０００円～1，４８５，０００円

イ　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定による計画変更の認定申請（区分ごとの床面積の合計に応じて、１件につき）

１２，５００円～1，３１０，０００円

3　施行期日

平成２７年４月１日。

ただし、建築基準法の改正に伴う改正内容は平成２７年６月１日から施行する。

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現　行
（手数料を徴収する事務及び手数料の額） 第２条　手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。 (1)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第１８条第２項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査　次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額 ア　３０平方メートル以下のもの　１件　１１，０００円 イ　３０平方メートルを超え１００平方メートル以下のもの　１件　１９，０００円 ウ　１００平方メートルを超え２００平方メートル以下のもの　１件　３１，０００円 エ　２００平方メートルを超え５００平方メートル以下のもの　１件　４３，０００円 オ　５００平方メートルを超え1,０００平方メートル以下のもの　１件　６８，０００円 カ　1,０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下のもの　１件　９３，０００円 キ　２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のもの　１件　２２１，０００円 ク　１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以下のもの　１件　３３８，０００円	（手数料を徴収する事務及び手数料の額） 第２条　手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。 (1)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査（次号に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は同法第１８条第２項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査 ア　床面積の合計が３０平方メートル以下のもの　１件　１１，０００円 イ　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以下のもの　１件　１９，０００円 ウ　床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以下のもの　１件　３１，０００円 エ　床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以下のもの　１件　４３，０００円 オ　床面積の合計が５００平方メートルを超え1,０００平方メートル以下のもの　１件　６８，０００円 カ　床面積の合計が1,０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下のもの　１件　９３，０００円 キ　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のもの　１件　２２１，０００円 ク　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以下のもの　１件　３３８，０００

	円
ケ　５０，０００平方メートルを超えるもの　1件　６０９，０００円	ケ　床面積の合計が５０，０００平方メートルを超えるもの　1件　６０９，０００円
（削る）	(1)の２　建築基準法第６条第１項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査で同条第５項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するもの又は同法第１８条第２項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査で構造計算適合性判定を要するもの　１件　床面積の合計に応じ前号に規定する額に、構造計算適合性判定を要する建築物（エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により構造上２以上に区分される建築物を建築する場合は、区分される各部分。以下この号において「要判定建築物」という。）ごとの次に掲げる場合の区分及び床面積に応じア又はイに規定する額を加えて得た額 ア　構造計算が建築基準法第２０条第２号イ又は第３号イに規定するプログラムにより行われたものである場合 （ア）　床面積が1，０００平方メートル以下のもの　一の要判定建築物　１１５，０００円 （イ）　床面積が1，０００平方メートルを超え2，０００平方メートル以下のもの　一の要判定建築物　１３７，０００円 （ウ）　床面積が2，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のもの　一の要判定建築物　１５１，０００円 （エ）　床面積が１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以下のもの　一の要判定建築

	物　１９１，０００円 （オ）　床面積が５０，０００平方メートルを超えるもの　一の要判定建築物　３２３，０００円 イ　構造計算が建築基準法第２０条第２号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものである場合 （ア）　床面積が１，０００平方メートル以下のもの　一の要判定建築物　１６７，０００円 （イ）　床面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下のもの　一の要判定建築物　２１５，０００円 （ウ）　床面積が２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のもの　一の要判定建築物　２４８，０００円 （エ）　床面積が１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以下のもの　一の要判定建築物　３２４，０００円 （オ）　床面積が５０，０００平方メートルを超えるもの　一の要判定建築物　５９０，０００円
(2)～(3)　略	(2)～(3)　略
(4)　建築基準法第７条第４項又は第１８条第１７項の規定に基づく建築物に関する完了の検査（第７号に該当するものを除く。）　次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額	(4)　建築基準法第７条第４項又は第１８条第１５項の規定に基づく建築物に関する完了の検査（第７号に該当するものを除く。）
ア　３０平方メートル以下のもの　１件　１４，０００円	ア　床面積の合計が３０平方メートル以下のもの　１件　１４，０００円
イ　３０平方メートルを超え１００平方メートル以下のもの　１件　１８，０００円	イ　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以下のもの　１件　１８，０００円
ウ　１００平方メートルを超え２００平	ウ　床面積の合計が１００平方メートル

方メートル以下のもの　１件　２２，０００円	を超え２００平方メートル以下のもの　１件　２２，０００円
エ　２００平方メートルを超え５００平方メートル以下のもの　１件　３０，０００円	エ　床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以下のもの　１件　３０，０００円
オ　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下のもの　１件　４７，０００円	オ　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下のもの　１件　４７，０００円
カ　１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下のもの　１件　６４，０００円	カ　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下のもの　１件　６４，０００円
キ　２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のもの　１件　１５７，０００円	キ　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のもの　１件　１５７，０００円
ク　１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以下のもの　１件　２４２，０００円	ク　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以下のもの　１件　２４２，０００円
ケ　５０，０００平方メートルを超えるもの　１件　４５７，０００円	ケ　床面積の合計が５０，０００平方メートルを超えるもの　１件　４５７，０００円
(5)　建築基準法第８７条の２において準用する同法第７条第４項又は第１８条第１７項の規定に基づく建築設備に関する完了の検査　１件　１９，０００円（小荷物専用昇降機にあっては、１１，０００円）	(5)　建築基準法第８７条の２において準用する同法第７条第４項又は第１８条第１５項の規定に基づく建築設備に関する完了の検査　１件　１９，０００円（小荷物専用昇降機にあっては、１１，０００円）
(6)　建築基準法第８８条第１項又は第２項において準用する同法第７条第４項又は第１８条第１７項の規定に基づく工作物に関する完了の検査　１件　１２，０００円	(6)　建築基準法第８８条第１項又は第２項において準用する同法第７条第４項又は第１８条第１５項の規定に基づく工作物に関する完了の検査　１件　１２，０００円
(7)　建築基準法第７条第４項又は第１８条第１７項の規定に基づく特定工程に係る建築物に関する完了の検査　次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額	(7)　建築基準法第７条第４項又は第１８条第１５項の規定に基づく特定工程に係る建築物に関する完了の検査
ア　３０平方メートル以下のもの　１件	ア　床面積の合計が３０平方メートル以

13，000円	下のもの　1件　13，000円
イ　30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの　1件　17，000円	イ　床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの　1件　17，000円
ウ　100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの　1件　21，000円	ウ　床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの　1件　21，000円
エ　200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの　1件　29，000円	エ　床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの　1件　29，000円
オ　500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの　1件　45，000円	オ　床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの　1件　45，000円
カ　1,000平方メートルを超え2，000平方メートル以下のもの　1件　61，000円	カ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え2，000平方メートル以下のもの　1件　61，000円
キ　2，000平方メートルを超え10，000平方メートル以下のもの　1件　147，000円	キ　床面積の合計が2，000平方メートルを超え10，000平方メートル以下のもの　1件　147，000円
ク　10，000平方メートルを超え50，000平方メートル以下のもの　1件　232，000円	ク　床面積の合計が10，000平方メートルを超え50，000平方メートル以下のもの　1件　232，000円
ケ　50，000平方メートルを超えるもの　1件　437，000円	ケ　床面積の合計が50，000平方メートルを超えるもの　1件　437，000円
(8)　建築基準法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する中間検査　次に掲げる中間検査を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額	(8)　建築基準法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定に基づく建築物に関する中間検査
ア　30平方メートル以下のもの　1件　12，000円	ア　中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以下のもの　1件　12，000円
イ　30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの　1件　16，000円	イ　中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの　1件　16，000円

ウ　１００平方メートルを超え２００平方メートル以下のもの　１件　１９，０００円	ウ　中間検査を行う部分の床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以下のもの　１件　１９，０００円
エ　２００平方メートルを超え５００平方メートル以下のもの　１件　２５，０００円	エ　中間検査を行う部分の床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以下のもの　１件　２５，０００円
オ　５００平方メートルを超え1,０００平方メートル以下のもの　１件　４０，０００円	オ　中間検査を行う部分の床面積の合計が５００平方メートルを超え1,０００平方メートル以下のもの　１件　４０，０００円
カ　1,０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下のもの　１件５３，０００円	カ　中間検査を行う部分の床面積の合計が1,０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下のもの　１件５３，０００円
キ　２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のもの１件　１２０，０００円	キ　中間検査を行う部分の床面積の合計が２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のもの１件　１２０，０００円
ク　１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以下のもの１件　１９０，０００円	ク　中間検査を行う部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以下のもの１件　１９０，０００円
ケ　５０，０００平方メートルを超えるもの　１件　３８０，０００円	ケ　中間検査を行う部分の床面積の合計が５０，０００平方メートルを超えるもの　１件　３８０，０００円
(9)　検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査　１件　１２０，０００円	(9)　検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認の申請に対する審査　１件　１２０，０００円
(9)の２～(39)の２　略	(9)の２～(39)の２　略
(39)の３　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１７条第４項（同法第１８条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査　１件　第１号に定める額に相当する額（当該申出と併せて行う申請に	(39)の３　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１７条第４項（同法第１８条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査　１件　第１号に定める額に相当する額（当該申出と併せて行う申請に

係る特定建築物の建築等の計画に、建築基準法第８７条の２に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第２号に定める額に相当する額を、同法第８８条第１項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第３号に定める額に相当する額を、第１号に定める額に相当する額に加えて得た額）	係る特定建築物の建築等の計画に、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては第１号の２に定める額に相当する額に１００分の１０８を乗じて得た額を、建築基準法第８７条の２に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第２号に定める額に相当する額を、同法第８８条第１項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第３号に定める額に相当する額を、第１号に定める額に相当する額に加えて得た額）
(39)の４　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）第１０５条第１項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査　１件　１６０，０００円	
(40)～(58)　略	(40)～(58)　略
(59)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。以下「長期優良住宅法」という。）第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この号から第６０号まで、第６２号及び第６３号において「計画」という。）の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成２１年国土交通省令第３号）第４条第１号に規定する一戸建ての住宅をいう。）又は共同住宅等（同条第２号に規定する共同住宅等をいう。）でその住宅の戸数が１であるもの（第６１号及び第６１号の２において「一戸建ての住宅等」という。）に係るものに限る。）　次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額	(59)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。以下「長期優良住宅法」という。）第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定の申請に対する審査
ア　申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１	ア　申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１

号。以下「住宅品質確保法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、計画が長期優良住宅法第６条第１項第１号に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面（以下この号、次号、第６１号及び第６１号の２において「適合証」という。）が添付されている場合　当該申請のあった住宅の存する建築物（当該建築物が共同住宅である場合において既に認定を受けた住宅以外の住宅について新たに認定の申請（以下「後続申請」という。）があったときは、当該後続申請のあった住宅。以下この号において同じ。）について、次に掲げる床面積の合計（同時に複数の後続申請があった場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号において同じ。）の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ケ）までに定める額 (ア)～(ケ)　略 イ　申請書に設計住宅性能評価書（住宅品質確保法第６条第１項に規定する設	号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、計画が長期優良住宅法第６条第１項第１号に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面（以下この号及び第６１号において「適合証」という。）が添付されている場合　当該申請のあった住宅の存する建築物（当該建築物が共同住宅である場合において既に認定を受けた住宅以外の住宅について新たに認定の申請（以下「後続申請」という。）があったときは、当該後続申請のあった住宅。以下この号において同じ。）について次に掲げる床面積の合計（同時に複数の後続申請があった場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号において同じ。）の区分に応じそれぞれ（ア）から（ケ）までに定める額を、申請に係る住宅の戸数（同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該認定の申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計。以下「認定申請戸数」という。）で除して得た額（その額が、１０，０００円未満である場合においてその額に５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを切り上げ、１０，０００円以上である場合においてその額に５００円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５００円以上１，０００円未満の端数があるときはこれを切り上げる。以下この号から第６３号までにおいて同じ。） (ア)～(ケ)　略

計住宅性能評価書をいう。以下同じ。）が添付されている場合（アに該当する場合を除く。） 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額 （ア） ２００平方メートル以内のもの 1件 ２０，０００円 （イ） ２００平方メートルを超えるもの 1件 ３５，０００円	
ウ 申請書に適合証及び設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ケ）までに定める額 （ア）～（ケ） 略	イ 申請書に適合証が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ（ア）から（ケ）までに定める額を、認定申請戸数で除して得た額 （ア）～（ケ） 略
(59)の２ 計画の認定の申請に対する審査（前号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア 申請書に適合証が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について前号ア（ア）から（ケ）までに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号ア（ア）から（ケ）までに定める額を、申請に係る住宅の戸数（同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該認定の申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計。以下「認定申請戸数」という。）で除して得た額（その額が１０，０００円未満である場合においてその額に５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを切り上げ、１０，０００円以上である場合においてその額に５００円未満の端数があると	

きはこれを切り捨て、５００円以上１，０００円未満の端数があるときはこれを切り上げる。以下この号、次号及び第６１号の２から第６３号までにおいて同じ。） イ　申請書に設計住宅性能評価書が添付されている場合（アに該当する場合を除く。）　当該申請のあった住宅の存する建築物について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ（ア）から（ク）までに定める額を認定申請戸数で除して得た額 （ア）　５００平方メートル以内のもの　1件　６３，０００円 （イ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの　1件　１０２，０００円 （ウ）　１，０００平方メートルを超え３，０００平方メートル以内のもの　1件　２０１，０００円 （エ）　３，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの　1件　３３１，０００円 （オ）　５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの　1件　４９８，０００円 （カ）　１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のもの　1件　９００，０００円 （キ）　２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のもの　1件　１，２１２，０００円 （ク）　３０，０００平方メートルを超えるもの　1件　１，４８５，０００円 ウ　申請書に適合証及び設計住宅性能評価書が添付されていない場合　当該申	

請のあった住宅の存する建築物について前号ウ（ア）から（ケ）までに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号ウ（ア）から（ケ）までに定める額を認定申請戸数で除して得た額	
(60)　長期優良住宅法第８条第１項の規定に基づく計画の変更（以下この号から第６１号の３までにおいて「計画変更」という。）の認定の申請（長期優良住宅法第９条第１項の規定に基づくものを除く。以下この号から第６１号の３までにおいて同じ。）に対する審査（次号から第６１号の３までのいずれかに該当するものを除く。）　計画の認定を受けた住宅の存する建築物（以下「対象建築物」という。）の計画変更に係る部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額を、申請に係る住宅の戸数（同時に複数の認定の申請があった場合は、当該認定の申請に係る住宅の戸数の合計。以下「変更認定申請戸数」という。）で除して得た額	(60)　長期優良住宅法第８条第１項の規定に基づく計画の変更（以下この号及び次号において「計画変更」という。）の認定の申請（長期優良住宅法第９条第１項の規定に基づくものを除く。以下この号において同じ。）に対する審査（次号に掲げるものを除く。）　計画の認定を受けた住宅の存する建築物（以下「対象建築物」という。）の計画変更に係る部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額を、申請に係る住宅の戸数（同時に複数の認定の申請があった場合は、当該認定の申請に係る住宅の戸数の合計。以下「変更認定申請戸数」という。）で除して得た額
ア～ケ　略	ア～ケ　略
(61)　計画変更の認定の申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第６条第１項第１号に掲げる基準に適合することの認定を要するもの（一戸建ての住宅等に係るものに限り、申請書に当該計画変更に係る適合証が添付されているものを除く。）　対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額	(61)　前号に掲げる審査で、当該計画変更が次に掲げる基準に適合することの認定を要するもの（アに掲げる基準に適合することの認定を要するものにあっては、計画変更に係る適合証が添付されているものを除く。）　前号に定める額に、次に掲げる基準の区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額
ア　申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されている場合　当該対象建築物の計画変更に係る部分	

について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額 （ア）　２００平方メートル以内のもの　1件　3，400円 （イ）　２００平方メートルを超えるもの　1件　6，700円 イ　申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されていない場合当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ケ）までに定める額 （ア）～（ケ）　略 （削る）	 ア　長期優良住宅法第６条第１項第１号に掲げる基準　対象建築物の計画変更に係る部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ（ア）から（ケ）までに定める額を、変更認定申請戸数で除して得た額 （ア）～（ケ）　略 イ　長期優良住宅法第６条第１項第２号、第４号又は第５号に掲げる基準　対象建築物の計画変更に係る部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ（ア）から（ケ）までに定める額を、変更認定申請戸数で除して得た額 （ア）　２００平方メートル以内のもの　1件　7，000円 （イ）　２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの　1件　12，000円 （ウ）　５００平方メートルを超え1，０００平方メートル以内のもの　1件　17，000円 （エ）　1，０００平方メートルを超え3，０００平方メートル以内のもの　1件　35，000円 （オ）　3，０００平方メートルを超え5，０００平方メートル以内のもの　1件　47，000円 （カ）　5，０００平方メートルを超え10，０００平　方メートル以内の者　1件　58，000円

(61)の２　計画変更の認定の申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第６条第１項第１号に掲げる基準に適合することの認定を要するもの（一戸建ての住宅等に係るもの及び申請書に当該計画変更に係る適合証が添付されているものを除く。）　対象建築物の計画変更に係る部分について第６０号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額

ア　申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されている場合　当該対象建築物の計画変更に係る部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ（ア）から（ク）までに定める額を変更認定申請戸数で除して得た額

（ア）　５００平方メートル以内のもの　1件　３５，０００円

（イ）　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの　1件　５５，０００円

（ウ）　１，０００平方メートルを超え３，０００平方メートル以内のもの　1件　１１１，０００円

（エ）　３，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のも

（キ）　１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内の者　1件　１０５，０００円

（ク）　２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内の者　1件　１４０，０００円

（ケ）　３０，０００平方メートルを超えるもの　1件　１７５，０００円

の　１件　１９８，０００円 （オ）　５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの　１件　３０５，０００円 （カ）　１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のもの　１件　５７４，０００円 （キ）　２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のもの　１件　８０７，０００円 （ク）　３０，０００平方メートルを超えるもの　１件　１，０００，０００円 イ　申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されていない場合　当該対象建築物の計画変更に係る部分について前号イ（ア）から（ケ）までに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号イ（ア）から（ケ）までに定める額を変更認定申請戸数で除して得た額 (61)の３　計画変更の認定の申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第６条第１項第２号、第４号又は第５号に掲げる基準に適合することの認定を要するもの　対象建築物の計画変更に係る部分について第６０号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額を変更認定申請戸数で除して得た額を加算して得た額 ア　２００平方メートル以内のもの　１件　７，０００円 イ　２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの　１件　１２，０００円	

ウ　５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの　１件　１７，０００円 エ　１，０００平方メートルを超え３，０００平方メートル以内のもの　１件　３５，０００円 オ　３，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの　１件　４７，０００円 カ　５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの　1件　５８，０００円 キ　１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のもの　1件　１０５，０００円 ク　２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のもの　1件　１４０，０００円 ケ　３０，０００平方メートルを超えるもの　1件　１７５，０００円	
(62)　長期優良住宅法第６条第２項（長期優良住宅法第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査　第５９号、第６０号又は前号に定める額に、第１号に定める額に相当する額（計画に、建築基準法第８７条の２に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第２号に定める額に相当する額、建築基準法第８８条第１項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第３号に定める額に相当する額を加算して得た額）を認定申請戸数又は変更認定申請戸数で除して得た額を加算して得た額	(62)　長期優良住宅法第６条第２項（長期優良住宅法第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査　第５９号、第６０号又は前号に定める額に、第１号に定める額に相当する額（計画に、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては第１号の２に定める額に相当する額に１００分の１０８を乗じて得た額、建築基準法第８７条の２に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第２号に定める額に相当する額、建築基準法第８８条第１項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第３号に定める額に相当する額を加算して得た額）を認定申請戸数又は変更認定申請戸数で除して得た額を加算して得た額
(63)～(70)　略	(63)～(70)　略

（71）　低炭素化促進法第５４条第２項（低炭素化促進法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査　第６７号から前号までに定める額に、第１号に定める額に相当する額（当該申出と併せて行う第６７号から前号までの認定の申請に係る新築等計画又は計画変更に、建築基準法第８７条の２に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第２号に定める額に相当する額を、同法第８８条第１項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第３号に定める額に相当する額を、第１号に定める額に相当する額に加えて得た額）を加えて得た額	（71）　低炭素化促進法第５４条第２項（低炭素化促進法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査　第６７号から前号までに定める額に、第１号に定める額に相当する額（当該申出と併せて行う第６７号から前号までの認定の申請に係る新築等計画又は計画変更に、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては第１号の２に定める額に相当する額に１００分の１０８を乗じて得た額を、建築基準法第８７条の２に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第２号に定める額に相当する額を、同法第８８条第１項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第３号に定める額に相当する額を、第１号に定める額に相当する額に加えて得た額）を加えて得た額
２　略	２　略
（削る）	３　第１項第１号の２ア及びイの床面積は、建築物を建築する場合（大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築し、若しくはその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合を含む。）における構造計算適合性判定を要する部分の床面積について算定する。
３　略	４　略
付　則 （施行期日） １　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項第１号の改正規定、同項第１号の２を削る改正規定、同項第４号から第９号まで、第３９号の３、第６２号及び第７１号の改正規定並びに同条中第３項を削り、第４項を第３項とする改正規定並	

びに付則第３項及び第４項の規定は、同年６月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の尼崎市建築物等関係事務手数料条例（以下「改正後の条例」という。）第２条第１項第５９号、第５９号の２、第６１号及び第６１号の２の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料について適用し、同日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。 ３　改正後の条例第２条第１項第１号、第３９号の３、第６２号及び第７１号の規定は、付則第１項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後の請求又は通知に係る手数料について適用し、一部施行日前の請求又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。 ４　一部施行日前の請求又は通知に係るこの条例による改正前の尼崎市建築物等関係事務手数料条例第２条第１項第１号の２に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。	

<平成２７年２月定例会>

種　別	条例	番　号	議案第６１号	所　管	北部浄化センター
件　名	尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会条例について				

内　　　　容
１　制定理由 本市の下水道事業における下水道施設の維持管理業務委託を受託する事業者の選定を公平かつ適正に実施するにあたり、地方自治法第１３８条の４第３項に規定する付属機関として、尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会を設置するため、新たに条例を制定する。 ２　主な制定内容 ⑴　設置（第１条関係） 本市が設置する下水道施設の維持管理業務の委託契約で市長が別に定めるものの相手方となるべき事業者（以下「委託事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、委託事業者の選定ごとに尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。 ⑵　組織（第２条関係） ア　委員会は、委員５人以内で組織する。 イ　委員は、下水道事業について専門的な知識経験を有する者、その他の学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 ウ　委員は、委託事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。 ３　施行期日 公布の日

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第６２号	所　管	まちづくり企画・調査担当
件　名	丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更に関する協議について				

内　　　容

1　協議理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）の制定に伴うものをはじめ、組合事務所の位置地番の変更など、丹波少年自然の家事務組合規約を変更する必要が生じたことから、変更内容について地方自治法第２８６条第１項の規定により関係地方公共団体と協議を行う。

2　協議内容

(1)　組合の事務所の位置（第４条）

法務局の職権処理による山林の地番変更に伴い、組合事務所の地番を変更する。

(2)　教育委員会（第１２条の第２項及び第３項）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）の制定に伴い、教育長任命方法を加える等の整備を行う。

(3)　教育委員会の委員の解職請求に関する事務等を処理する選挙管理委員会（第１３条）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行令の制定に伴い、選挙管理委員会の事務に教育長の資格決定に関する事務を新たに加える等の整備を行う。

3　施行期日

平成２７年4月１日。

ただし、この規約の施行の際、現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

丹波少年自然の家事務組合規約

改正後	現　行
（組合の事務所の位置） 第４条　組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田イケ２０３２番２に置く。	（組合の事務所の位置） 第４条　組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田イゲ３２番の２に置く。
（教育委員会） 第１２条　組合に教育委員会を置く。 ２　教育長は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育長のうちから任命する。 ３　教育委員会の委員は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育委員会の委員のうちから任命する。	（教育委員会） 第１２条　組合に教育委員会を置く。 ２　教育委員会の委員は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育委員会の委員のうちから任命する。
（教育委員会の教育長及び委員の資格決定に関する事務を処理する選挙管理委員会） 第１３条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和３１年政令第２２１号）第１４条第２項に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する市町の選挙管理委員会とする。	（教育委員会の委員の解職請求に関する事務等を処理する選挙管理委員会） 第１３条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和３１年政令第２２１号）第１６条に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する市町の選挙管理委員会とする。
附　則 （施行期日） １　この規約は、平成２７年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　改正後の規約（以下「新規約」という。）第１２条第２項の規定にかかわらず、新規約の施行の際現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。	

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第６３号	所　管	行政管理課
件　名	包括外部監査契約の締結について				
内　容					

1　契約の目的

平成２７年4月１日から、包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること

2　包括外部監査人として契約を締結する者

神戸市東灘区御影１丁目４番２０号

公認会計士　　森村　圭志

3　契約の期間

平成２７年4月１日から平成２８年3月３１日まで

4　契約の金額

１４，４２８，８００円を上限とする額

5　契約の方法

随意契約

6　選定経緯

⑴　日本公認会計士協会兵庫会及び兵庫県弁護士会に、複数の候補者の推薦を依頼したところ、日本公認会計士協会兵庫会から２人の候補者の推薦があった。

⑵　総務局長を座長として、４人の委員からなる選定委員会を設置し、候補者の提案書に基づき、書類選考及び面接を実施した。

⑶　他都市での外部監査の実績、監査実施体制及び人物評価も含めた総合評価の結果、最も評価の高かった者を選定した。

7　主な選定理由

⑴　包括外部監査制度及び本市の行政課題等への理解度も高く、有効な監査に努めていくという姿勢が示されている。

⑵　他都市における包括外部監査人としての経験が豊富であり、効果的な監査実施体制の確保や円滑な監査の実施が期待できる。

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第６４号	所　管	公共施設担当
件　名	工事請負契約について（旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事）				

内　　　容
１　契約の相手方 尼崎市大庄西町１丁目６番２３号 大松建設株式会社　代表取締役　松本　康利 ２　契約金額 ２７６，０４８，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。） ３　契約の方法 一般競争入札（制限付） ４　開札年月日 平成２７年1月１３日 ５　工事内容 校舎解体工事 管理・特別教室棟　鉄筋コンクリート造り　４階建て　２棟 普通教室棟　鉄筋コンクリート造り　２階建て　１棟 延床面積　　約１１，３３８平方メートル 屋内運動場・柔剣道場・食堂棟解体工事 鉄筋コンクリート造り　２階建て　１棟 延床面積　　約２，７１９平方メートル 付帯建築物解体工事 昇降機、渡り廊下、階段、守衛室、ポンプ室、体育倉庫、自転車置場及び倉庫等 付帯構造物解体工事 プール、テニスコート、バレーコート、野球及びラグビー施設等 その他解体付帯工事 外構解体、電気・機械設備解体及び敷地整地等 ６　工期 契約締結の日から２４０日間

開　札　結　果　表

		開札年月日	平成２７年１月１３日
件　　　名	旧尼崎東高等学校校舎等解体撤去工事		
落　札　者　名	大松建設㈱	落　札　金　額	255,600,000円
予　定　価　格	276,610,000円	最低制限価格	235,118,000円

入　札　者　名	第1回目入札金額（円）	
大松建設㈱	255,600,000	
㈱三田工務店	346,700,000	※予定価格超過
㈱柄谷工務店	206,000,000	※最低制限価格抵触
三永建設興業㈱	233,000,000	※最低制限価格抵触
海月建設㈱	辞退	
㈱金山組	辞退	

（※　金額は消費税等相当額８％を含まない。）

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第６５号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（難波の梅小学校改築工事のうち機械設備工事）				

内　　　　　容

１　変更理由
　普通教室等に空調機器を設置し、学習環境の整備を図るため。

２　契約の相手方
　尼崎市南初島町１０番地の１４９
　株式会社阪神設備工業所　代表取締役　岡本　太一

３　契約金額
　変更前　２６９，１３６，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
　変更後　３０１，７８９，８００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）
　増　額　　３２，６５３，８００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

４　変更内容
　普通教室等への空調機器の設置

５　契約工期
　平成２６年８月４日から平成２８年３月２５日まで（変更なし）

<平成２７年２月定例会>

種　別	その他	番　号	議案第６６号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事）				

内　　　容

1　変更理由
　普通教室等に空調機器を設置し、学習環境の整備を図るため。

2　契約の相手方
　尼崎市椎堂１丁目２番６号
　三協設備株式会社　代表取締役　永井　俊彦

3　契約金額
　変更前　２６０，６１０，０００円（※金額は消費税等相当額５％を含む。）
　変更後　３０２，４９５，６４０円（※金額は消費税等相当額５及び８％を含む。）
　増　額　　４１，８８５，６４０円（※金額は消費税等相当額８％を含む。）

4　変更内容
　普通教室等への空調機器の設置

5　契約工期
　平成２５年１０月８日から平成２７年１０月２７日まで（変更なし）

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種別	その他	番号	議案第６７号	所管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件名	工事請負契約の変更について（水堂小学校南棟改築等工事）				

内容

１　変更理由

平成２６年６月２５日に議決された変更契約による既存校舎のアスベスト含有建材を除去、処分する作業を進める中で、学校運営上及び児童の安全面を考慮する必要が生じたため、予定工期内の完了が困難となり、工期延長に伴う所要の経費を増額するもの。

２　契約の相手方

神戸市中央区磯上通４丁目１番６号
東洋・光邦特定建設工事共同企業体
代表者　東洋建設株式会社神戸営業所　所長　淺野　恒平

３　契約金額

変更前　１，３１６，９６５，６８０円（※ 金額は消費税等相当額５及び８％を含む。）
変更後　１，３２３，９８５，６８０円（※ 金額は消費税等相当額５及び８％を含む。）
増　額　　　　７，０２０，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

４　変更内容

工期延長に伴う増額

５　契約工期

変更前　平成２４年１０月９日から平成２７年３月２０日まで
変更後　平成２４年１０月９日から平成２７年８月３１日まで
延　長　１６４日間

<平成２７年２月定例会>

種　別	その他	番　号	議案第６８号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事）				

内　　　容
1　変更理由 普通教室等に空調機器を設置し、学習環境の整備を図るため。 2　契約の相手方 尼崎市南初島町１０番地の１４９ 株式会社阪神設備工業所　代表取締役　岡本　太一 3　契約金額 変更前　２９３，１５１，９６０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。） 変更後　３２９，８２６，６００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。） 増　額　　３６，６７４，６４０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。） 4　変更内容 普通教室等への空調機器の設置 5　契約工期 平成２６年６月３０日から平成２８年５月１９日まで（変更なし）

<平成２７年２月定例会>

種　別	その他	番　号	議案第６９号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約の変更について（園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事）				

内　　　　　容
1　変更理由 普通教室等に空調機器を設置し、学習環境の整備を図るため。 2　契約の相手方 尼崎市西本町２丁目５番地 株式会社竹内工業所　代表取締役　竹内　寿 3　契約金額 変更前　１９２，２４０，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。） 変更後　１９４，８５０，３６０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。） 増　額　　　２，６１０，３６０円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。） 4　変更内容 普通教室等への空調機器の設置 5　契約工期 平成２６年１０月７日から平成２８年９月２５日まで（変更なし）

<平成２７年２月定例会>

種　別	その他	番　号	議案第７０号	所　管	福祉課
件　名	訴えの提起について（災害援護資金貸付金返還請求事件）				

内　　容
1　提起理由 　災害援護資金貸付金の償還を履行しない行方不明者である債務者に対して、その償還金の支払を求めるため、訴えの提起を行う。 　なお、償還を履行しない債務者に対しては、基本的に支払督促を活用しているが、債務者に送達しなければならないため、行方不明者には利用できないものである。 2　当事者 ⑴　原告 　尼崎市　代表者　稲村　和美 ⑵　被告 　[redacted] ⑶　請求額 　１，０７７，２２８円 （内訳：元金１，０１７，６７５円　利息５９，５５３円） 　※延滞違約金１０．７５％は除く

<平成２７年２月定例会>

種　別	その他	番　号	議案第７１号	所　管	農政課
件　名	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について				

内　　容

１　趣旨

尼崎市農業共済条例第５条第２項の規定により、平成２７年度の農業共済事業における賦課総額及び賦課単価を定めるため、議決を求めるもの。

２　賦課総額

１１２千円

３　賦課単価

水稲共済割1kg当たり０．７７円

【参考】

尼崎市農業共済条例（抄）

（事務費の賦課）

第５条　本市は、毎会計年度、本市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第１４条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から本市に賦課された賦課金の支払に充てる費用を本市との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。

２　前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める。

⑴　水稲共済割

⑵～⑺　略

<平成２７年２月定例会>

種　別	その他	番　号	議案第７２号	所　管	公園課
件　名	指定管理者の指定について（尼崎市立魚つり公園の一部の施設）				

内　　容

1　施設名・所在地
尼崎市立魚つり公園内にある魚釣施設及び駐車場（以下「魚釣施設等」という。）
尼崎市平左衛門町

2　指定管理者
大阪市北区梅田１丁目２番２－１２００号
ハウスビルシステム・尼漁開発グループ
代表者　株式会社ハウスビルシステム
代表取締役　坂　下　芳　史

3　指定期間
平成２７年4月１日から平成３２年3月３１日まで（5年間）

4　選定方法
平成２６年１１月１４日から１２月１５日まで公募を行い、５人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。

5　応募団体　　1団体

6　選定理由
ハウスビルシステム・尼漁開発グループは、選定委員会において設けた５区分の選定基準①「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、②「魚釣施設等の効用を最大限に発揮させるものであるか」、③「魚釣施設等の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、④「魚釣施設等の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」、⑤「その他、魚釣施設等の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであるか」において、総合的にすぐれた評価を得たことにより、魚釣施設等の指定管理者として適当であると判断した。

応募者一覧

	法人等の名称		代表者名	所在地
1	ハウスビルシステム・尼漁開発グループ			
	代表団体	株式会社 ハウスビルシステム	代表取締役 坂下　芳史	大阪市北区梅田１丁目２番２－１２００号
	構成団体	株式会社 尼漁開発	代表取締役 宮本　久男	尼崎市丸島町３－１

（議案説明資料）

＜平成２７年２月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第７３号	所　管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当
件　名	工事請負契約について（大庄小学校校舎棟耐震補強等工事）				

内　　　容

１　契約の相手方
　尼崎市道意町３丁目１番地
　株式会社三田工務店　代表取締役　三田　恭男

２　契約金額
　３５９，３１６，０００円（※ 金額は消費税等相当額８％を含む。）

３　契約の方法
　一般競争入札（制限付）

４　開札年月日
　平成２７年２月４日

５　工事内容
　北棟耐震補強工事
　　鉄筋コンクリート造り　３階建て　１棟
　　延べ面積　　３，５９５平方メートル
　　主な工法　　耐震壁増設
　南東棟耐震補強工事
　　鉄筋コンクリート造り　３階建て　１棟
　　延べ面積　　２，４８６平方メートル
　　主な工法　　耐震壁増設
　南西棟耐震補強工事
　　鉄筋コンクリート造り　３階建て　１棟
　　延べ面積　　９５８平方メートル
　　主な工法　　鉄骨ブレース工法
　体育館耐震補強工事
　　鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）　２階建て　１棟
　　延べ面積　　９０７平方メートル
　　主な工法　　鉄骨屋根補強
　既存校舎改修工事（北棟、南東棟、南西棟、給食室棟、便所棟）
　耐震補強等工事に伴う電気設備工事
　　　　〃　　　　　機械設備工事

６　工期
　契約締結の日から平成２８年３月２０日まで

開　札　結　果　表

		開札年月日	平成２７年２月４日
件　　　名	大庄小学校校舎棟耐震補強等工事		
落　札　者　名	㈱三田工務店	落　札　金　額	332,700,000円
予　定　価　格	371,830,000円	最低制限価格	316,055,000円

入　札　者　名	第1回目入札金額（円）	
㈱三田工務店	332,700,000	
カラタニエンジニアリング㈱	333,000,000	
㈱オカモト・コンストラクション・システム	360,000,000	
大松建設㈱	辞退	
柏野建設㈱	失格	※入札参加停止中の為

（※　金額は消費税等相当額８％を含まない。）